第４期　長浜市地域福祉計画（案）

【長浜市重層的支援体制整備事業実施計画（案）】

【長浜市再犯防止推進計画（案）】

【長浜市成年後見制度利用促進基本計画（案）】

令和●年●月

長　浜　市

はじめに



本市では、これまで「多様性を尊重し　地域の絆で
ともに育み支えあい　安心して暮らせるまち　長浜」を基本理念に掲げ、市民、地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会及び市が連携・協働しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加により、地域の支えあいを支える基盤の維持は年々難しくなっています。あわせて、貧困や孤立、ひきこもり、いわゆる８０５０問題やヤングケアラーなど、複数の課題が絡み合う生活課題が増加し、分野ごとの制度だけでは解決が難しいケースが目立つようになりました。困りごとを抱えながらも自らＳＯＳを出せない方、周囲に気づかれない方がおられます。こうした方々に支援をどう届けるかが、いま私たちに問われています。

国においても、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の創設など、地域共生社会の実現に向けた枠組みが示されています。また、認知症やしょうがい等により判断能力が十分でない方の権利擁護のニーズも高まっており、誰もが尊厳を持って自分らしく暮らせる仕組みづくりが求められています。

このたび策定した「第４期長浜市地域福祉計画」は、「長浜市総合計画基本構想」に掲げる「みんなで未来をつむぐまち」に基づく健康・医療・福祉分野の総合的な基本指針です。包括的な支援体制づくりと権利擁護支援を連動して推進するため、「重層的支援体制整備事業計画」「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、一体的に取りまとめました。「地域を育てる」「仲間を育てる」「しくみを育てる」の三つの視点のもと、世代や属性、制度の枠組みを超えて互いを認め合い、「だれ一人取り残さない地域共生社会」の実現をめざしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお聞かせいただきました市民の皆様、ご尽力いただきました長浜市地域福祉計画検討委員会の委員の皆様に心からお礼を申しあげますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のご支援とご協力をいただきますようよろしくお願い申しあげます。

令和●年●月

長浜市長　　浅見　宣義

目　次

第１章　計画の策定にあたって..... 1

第１節　策定の趣旨..... 1
第２節　地域福祉の考え方..... 2
第３節　計画の位置づけ..... 4
第４節　計画の期間と策定体制..... 5
第５節　近年の国の地域福祉に関する動向..... 7

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題..... 9

第１節　統計からみる長浜市の現状..... 9
第２節　市民意識調査結果..... 14
第３節　第３期計画の評価..... 23
第４節　長浜市の地域福祉を取り巻く重点課題の整理..... 27

第３章　地域福祉の推進施策..... 29

第１節　基本的な考え方..... 29
１　地域福祉推進の理念..... 29
２　理念実現のための基本目標と視点..... 30
３　施策の体系..... 32

第４章　施策の展開..... 33

基本目標１　「地域」を基礎とする支えあいのまち（地域を育てる）..... 33
基本目標２　「ともに育む」仲間づくりのまち（仲間を育てる）..... 43
基本目標３　「協働」による地域福祉のまち（しくみを育てる）..... 54
【長浜市重層的支援体制整備事業実施計画】..... 66
【長浜市再犯防止推進計画】..... 69
【長浜市成年後見制度利用促進基本計画】..... 71

第５章　計画の実現にむけて..... 83

第１節　計画推進の基本的な考え方..... 83
第２節　計画の進行管理..... 86

資料編 .....

１　計画の策定経過.....
２　設置要綱・委員名簿.....
３　用語解説.....

第１章 計画の策定にあたって

第１節 策定の趣旨

本市では、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加により、地域の支えあい基盤の維持が難しくなっています。ライフスタイルの多様化が進む一方、コミュニティの弱体化や人とひととのつながりの希薄化、孤立などの問題も顕在化しています。

社会保障分野では、団塊の世代が後期高齢者となる「２０２５年問題」に直面し、さらに高齢者数がピークに達する「２０４０年問題」を見据え、制度の持続性を高めつつ需要増大に対応していくことが求められています。

さらに、貧困や孤立、ひきこもり、虐待に加え、いわゆる８０５０問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複数の課題が絡み合う「複合化・複雑化した生活課題」が増加しています。こうしたケースは従来の分野ごとの公的サービスだけでは対応が困難です。課題を抱えながらも自らＳＯＳが出せず、周囲に気づかれない人も増えており、新たな支援体制の整備が重要となっています。

加えて、認知症や精神上のしょうがい等により、財産管理や日常生活に支障がある人の権利擁護支援のニーズは高まっており、社会全体で支えることが大きな課題です。誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく安心して生活できるよう、成年後見制度の適切な利用促進を図ることが求められています。

国においてはこうした背景を踏まえ、令和２年に社会福祉法等の改正が行われました。複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、地域共生社会の実現に向けた新たな枠組みが示されています。また、こどもの最善の利益を中心とする「こどもまんなか社会」の実現など、社会の持続可能性を高める政策も推進されています。

本市の最上位計画である「長浜市総合計画基本構想」では、『みんなで未来をつむぐまち』をめざすまちの姿に掲げ、市民や多様な団体と連携・協力しながら、持続可能な行政運営を確立し、「もっと輝く長浜」をめざしています。

第３期長浜市地域福祉計画が終了することから、市民アンケート調査や団体ヒアリング調査を実施し、本市における地域福祉の現状分析を行うとともに、新たな社会環境の変化に対応していくため、最新の国の動向や本市の課題、ＳＤＧｓの推進等を背景に、「地域で生活するすべての人の多様性を尊重し、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現」をめざします。

また、包括的な支援体制づくりと権利擁護支援を連動して総合的に推進するため、これまで単独で策定していた「長浜市成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、一体的に「第４期長浜市地域福祉計画」を策定します。

第２節　地域福祉の考え方

本計画は、本市の現状にあわせ、『地域共生社会』の実現に向けた地域づくりや、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備等、『地域福祉』を推進するための指針です。

地域共生社会とは・・・

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことをめざすものであり、制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、人とひと、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会をつくるという考え方です。

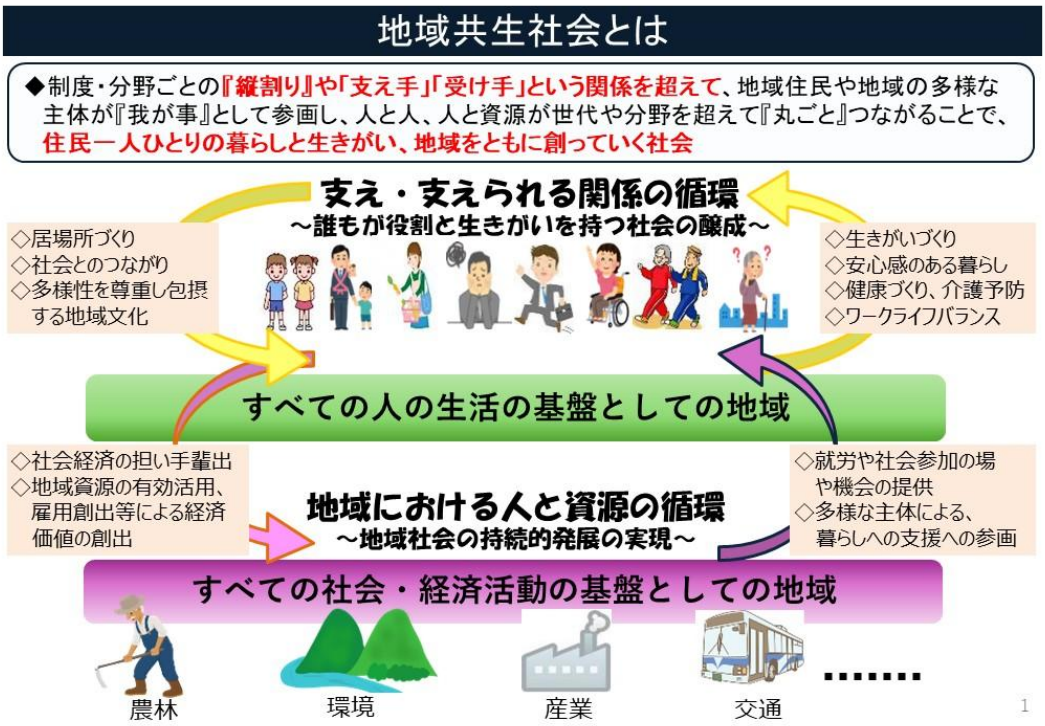

地域福祉とは・・・

地域で暮らすすべての人が「このまちに住んでよかった」と実感できる社会を実現することです。

すべての人が幸せを感じられる暮らしを送れるようにするためには、地域における様々な課題に対し、行政だけではなく、身近な家族や友人をはじめ、地域住民や、社会福祉関係者、さらには地域の枠に捉われない多様な主体との連携など、様々な立場の人が協力し、助けあって課題解決を図る体制をつくっていくことが重要です。

特に、これからの包括的な支援体制の整備においては、ソーシャルワーク機能がより発揮しやすくなるよう、日々の地域生活の基盤となる「地域づくり」と、地域生活課題を解決するための「個別支援」を両輪として充実させていくことが求められています。

また、課題解決に向けた専門職による支援だけでなく、時間をかけて対象者に寄り添い続ける「伴走支援」や、社会とのつながりをつくるための「参加支援」を組み合わせていくことが大切です。

第３期計画から引き続き、『市民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（＝自助）』、『地域の人が互いに協力し、共に支え助けあうこと（＝互助）』、『地域住民、地域活動等を行う人たち、地域の事業者や行政が連携し、一体となって協働し支え助けあうこと（＝共助）』、『公的な制度による福祉サービスの整備や自助・互助・共助を支援してだれ一人取り残さないこと（＝公助）』の４本の柱がそれぞれの役割を果たしながらも重なりあい、連携することで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざします。

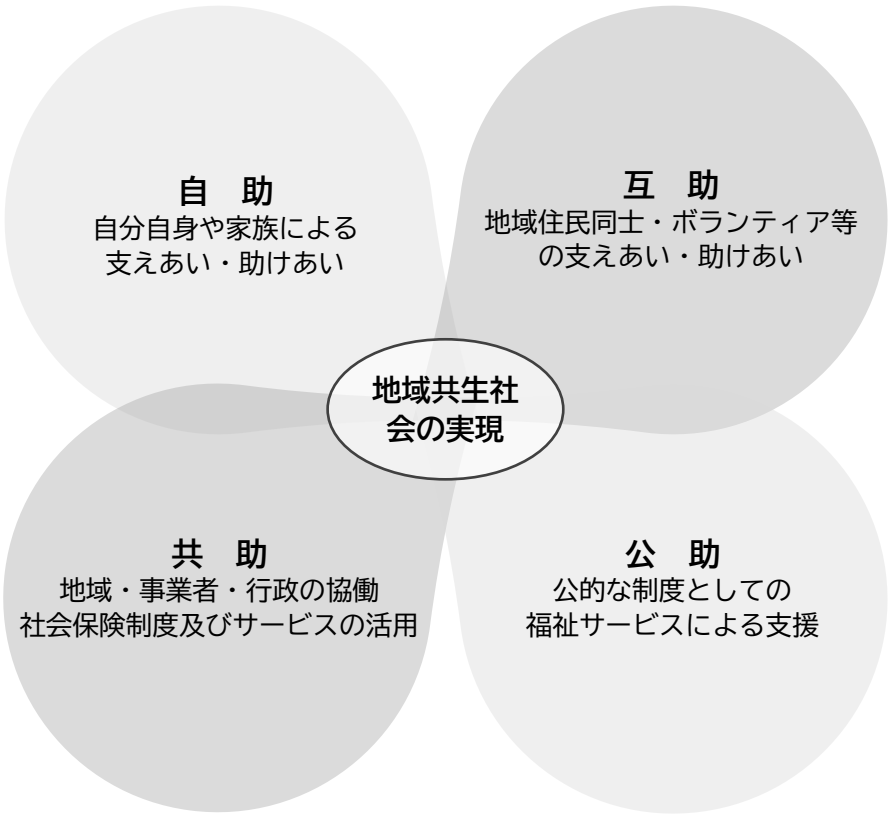

第３節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として市が策定する行政計画です。また、長浜市総合計画基本構想に掲げられているめざすまちの姿「みんなで未来をつむぐまち」の実現に向けて、健康・医療・福祉分野における総合的な基本指針として位置づけられており、福祉分野の各計画を共通の理念でつなぎ、市が策定する関連計画と連携することで、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

国においては、地域福祉計画に盛り込むべき事項を以下のとおり定めています。

（１） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通してとり組むべき事項
（２） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（３） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（４） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（５） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
（６） 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

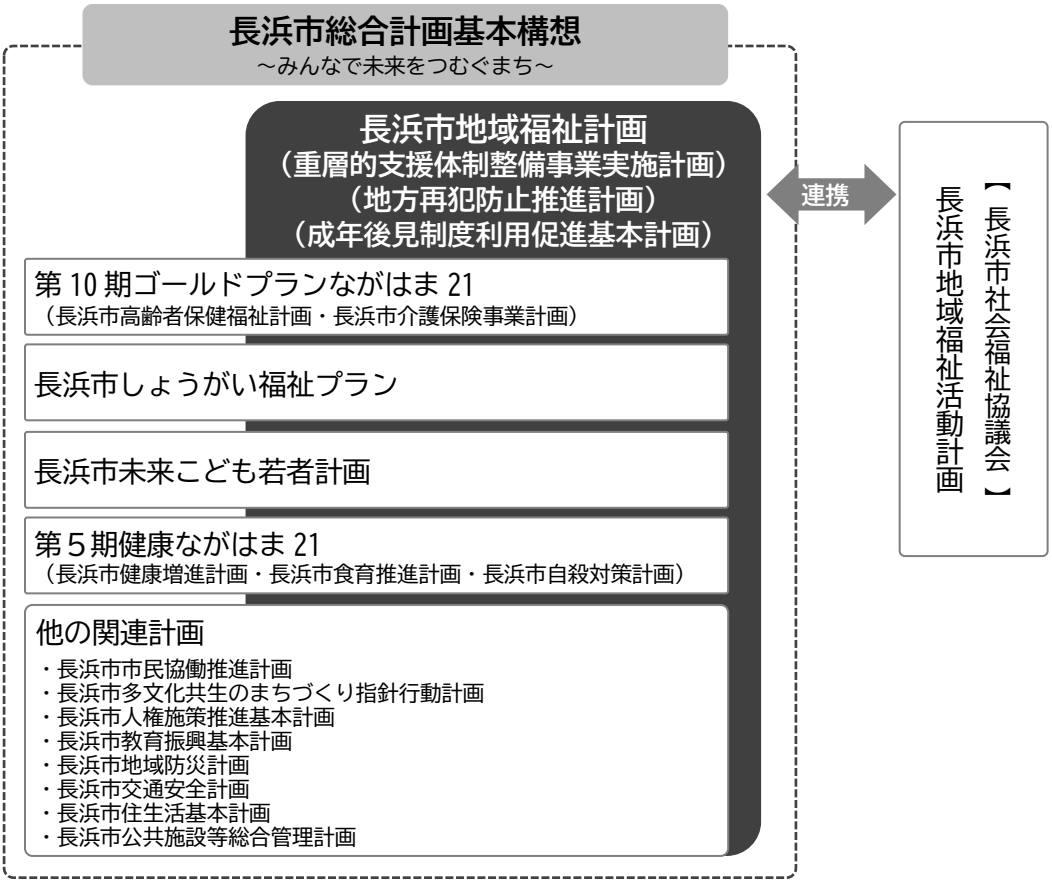

第４期長浜市地域福祉計画は、社会福祉法第106条の５に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第８条に規定する「地方再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

第４節 計画の期間と策定体制

１．計画の期間

本計画の期間は、令和９(2027)年から令和13(2031)年までの５年間とします。

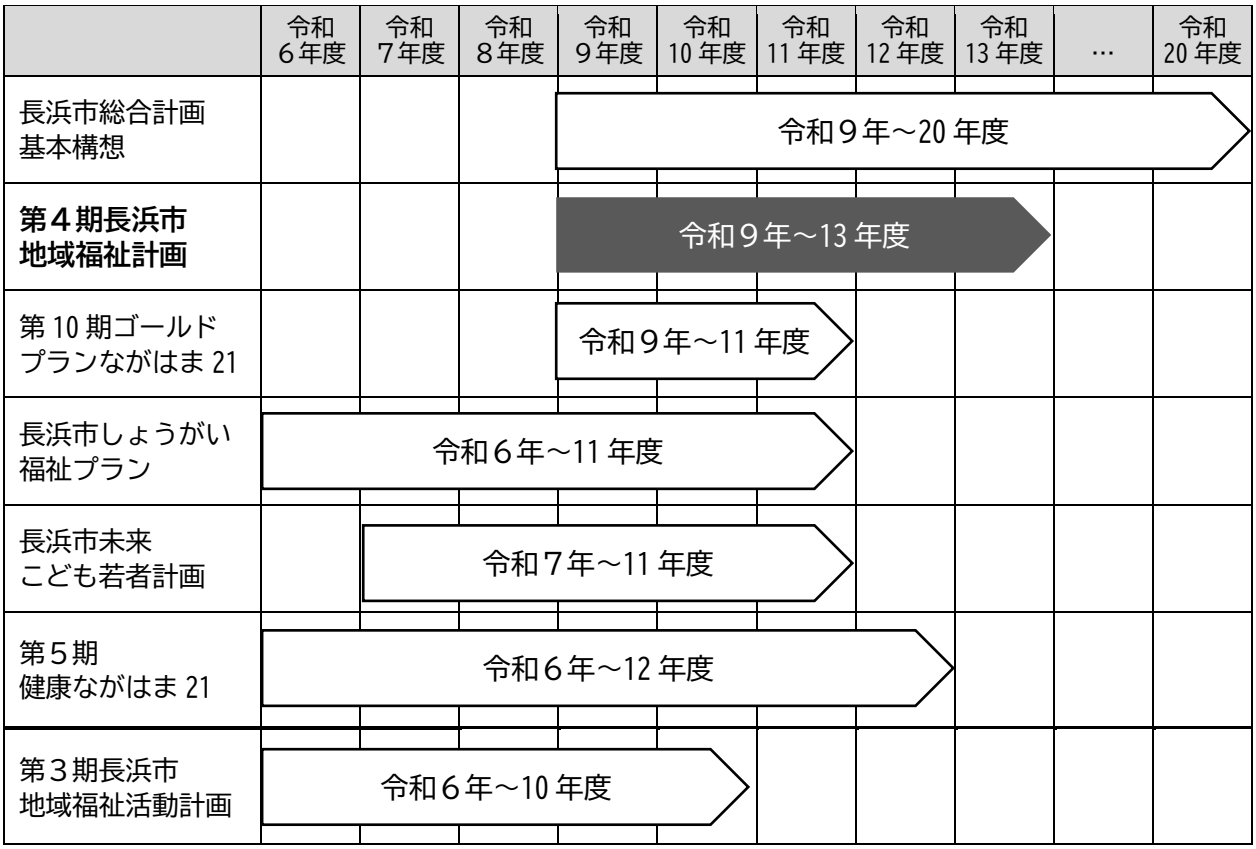

◇ 市民ニーズや社会情勢、制度環境の変化に応じ、必要な場合は、他の計画との整合を図りながら見直します。

長浜市社会福祉協議会が策定した「第３期長浜市地域福祉活動計画」は、住民、福祉団体、関係機関、専門職、長浜市社会福祉協議会が共に福祉のまちづくりの方向性を共有し、一丸となって活動に取り組める地域福祉活動の推進を目的とするものです。

「住民参加」による活動・実践と、行政や関係機関・団体との「協働」を図りながら、福祉課題の解決をめざし、「住民主体による福祉のまちづくり」を進める長浜市地域福祉活動計画及び地区地域福祉活動計画は、「第４期長浜市地域福祉計画」と連携・協働し、公民協働による地域福祉を推進します。

２．計画の策定体制

（１）長浜市地域福祉計画検討委員会の開催

広く有識者等からの意見聴取を行うため、「長浜市地域福祉計画検討委員会」を設置し、学識経験を有する者、関係団体の代表者、市民公募による者、その他市長が必要と認める者の合計16人により計画内容全般について検討します。

◇ 第１回会議：令和７年11月５日（水）開催
◇ 第２回会議：令和８年３月11日（水）開催
◇ 第３回会議：令和８年８月19日（水）開催
◇ 第４回会議：令和８年10月23日（金）開催
◇ 第５回会議：令和９年１月19日（火）開催

（２）長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ会議の開催

庁内の関係する部署等の代表からなる「長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ会議」を開催し、問題・課題の整理、調査、研究及び企画立案を行います。

◇ 第１回会議：令和８年２月26日（木）開催
◇ 第２回会議：令和８年７月14日（火）開催
◇ 第３回会議：令和９年１月13日（水）開催

（３）市民ニーズの反映

市民の意識や意向、地域の実情を反映していくため、策定過程において、市民アンケート調査、団体ヒアリング調査、地域福祉フォーラム等を実施し、市民からの様々な意見を反映しました。

市民アンケート調査概要

◇ 配 布 数：2,990部
◇ 対 象 者：18歳以上の市民
◇ 調査期間：令和７年12月４日（木）～令和８年１月９日（金）
◇ 集 計 数：1,223部（回答率：40.9%）

団体アンケート・ヒアリング調査概要

◇ 対象団体：55団体
◇ 調査期間：令和７年12月４日（木）～令和８年１月９日（金）
◇ 集 計 数：36団体（回答率：65.5%）

（４）パブリックコメントの実施

市ホームページ等で計画案を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを令和８年(2026年)11月24日（火）から令和８年(2026年)12月23日（水）にかけて実施します。

第５節 近年の国の地域福祉に関する動向

〇第二期基本計画の閣議決定

令和４年（2022年）３月に閣議決定された第二期基本計画（令和４～８年度）では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などを進めることとしています。

〇自殺総合対策大綱の閣議決定

令和４年（2022年）10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

〇第二次再犯防止推進計画の閣議決定

令和５年（2023年）３月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画（令和５～９年度）では、地域による包摂の推進のため、国・都道府県・市区町村の役割の明確化、地方公共団体の取組への支援、地域における支援の連携強化、相談できる場所の充実等が掲げられています。

〇孤独・孤立対策推進法の施行

令和５年（2023年）には「孤独・孤立対策推進法」が制定され（令和６年（2024年）４月施行）、孤独・孤立は人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得ることを踏まえ、孤独・孤立対策の基本理念や国・地方公共団体の責務、推進体制等が定められました。こうした課題に対応するため、住民に身近な地方公共団体において、行政と民間団体等が連携・協働し、情報共有や支援の強化を図る枠組みとして、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築が進められています。

〇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正

令和６年（2024年）には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され（令和７年（2025年）10月施行）、要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できるための環境の整備を推進することとしています。

〇子ども・若者育成支援推進法の改正

令和６年（2024年）には「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが国・地方自治体の支援対象として初めて法律上に明確に位置づけられました。ヤングケアラー問題は「子どもの問題」であると同時に「家族（高齢親・障害兄弟など）の福祉の問題」でもあります。この改正により、福祉・介護・医療・教育・地域住民（民生委員等）が一体となって早期発見・つなぎを行う役割が地域福祉に課されるようになりました。

〇社会福祉法の一部改正

令和８年（2026年）には社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、地域の実情に応じた柔軟な支援体制の整備、特定地域サービスの創設、身寄りのない高齢者支援などを通じて、質の高い福祉サービスの提供と社会福祉事業の安定化を両立させることをめざしています。これらの施策は、複雑化する福祉ニーズや人手不足、経営課題に対応するための国の取組です。

なお、改正法は令和９年（2027年）４月１日を原則として施行されますが、身寄りのない高齢者支援など、一部の規定については、公布後２年以内に政令で定める日など、別途施行期日が定められています。

〇手話施策推進法の施行

手話に関する施策の推進に関する法律が令和７年（2025 年）６月に施行され、手話を言語や重要な意思疎通手段と認め、国や地方自治体の責務を明らかにして総合的な施策を進めることとしています。

〇高次脳機能障害者支援法の施行

高次脳機能障害者支援法が令和８年（2026 年）４月から施行され、高次脳機能障害のある方やその家族に対し、地域やライフステージを問わず、切れ目のない支援を提供することを進めることとしています。

〇医療的ケア児等および重症心身障害者支援法の施行

医療的ケア児等および重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律が令和９年（2027年）４月に施行され、個々の心身の状況等に応じて、保健医療サービス、福祉サービス、教育、就労その他の支援を切れ目なく受けられるようにすることが掲げられています。

〇滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部改正

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が令和９年（2027年）４月に一部改正され、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が掲げられています。

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

第１節　統計からみる長浜市の現状

１．人口の推移

人口減少が進む中、65歳以上の高齢者は、年々増加しています。令和８年の人口は110,289人、高齢者は33,450人となっています。

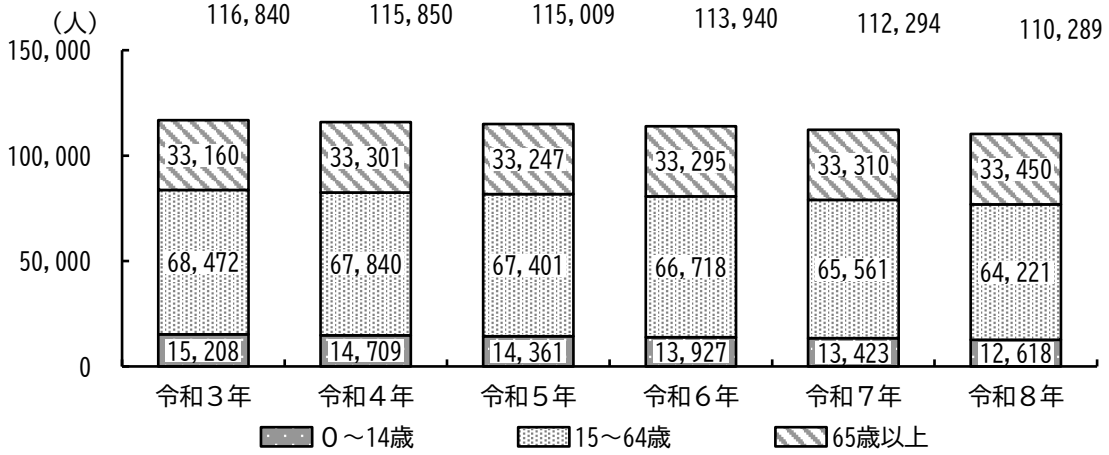

注釈：総人口は年齢不詳を含む。各年齢区分の人口には年齢不詳は含まないため合計が一致しない場合がある。
資料：総務省「住民基本台帳」（各年１月１日現在）

２．世帯数の推移

世帯数は増加する一方、１世帯あたりの人員数は減少が続いています。令和８年の世帯数は48,260世帯、１世帯あたりの人員数は2.29人となっています。

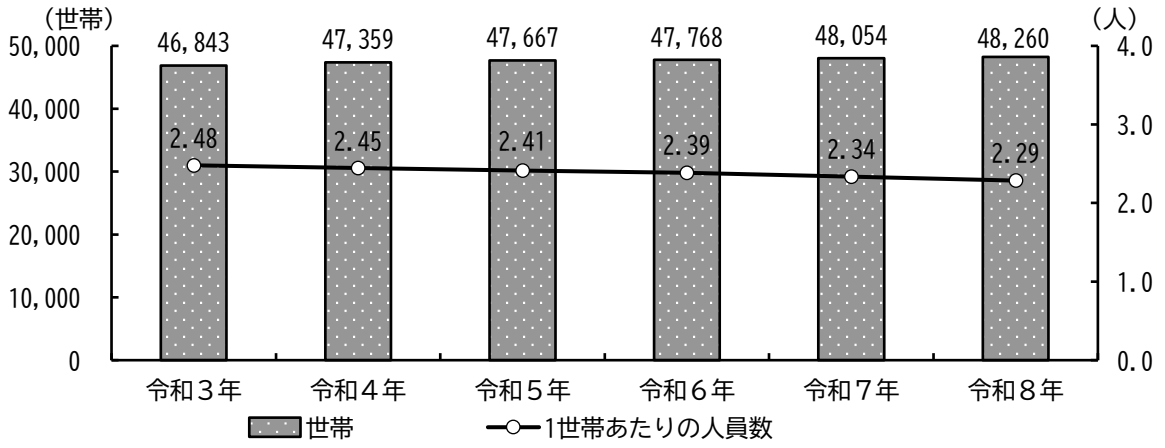

資料：「長浜市の人口と世帯」より算出（各年９月３０日現在）

３．高齢化率・年少人口の推移

人口が減少する中、高齢化率の増加は続き、一方で、年少人口の割合は減少しています。令和８年の高齢化率は、30.3%、年少人口の割合は、11.4%となっています。

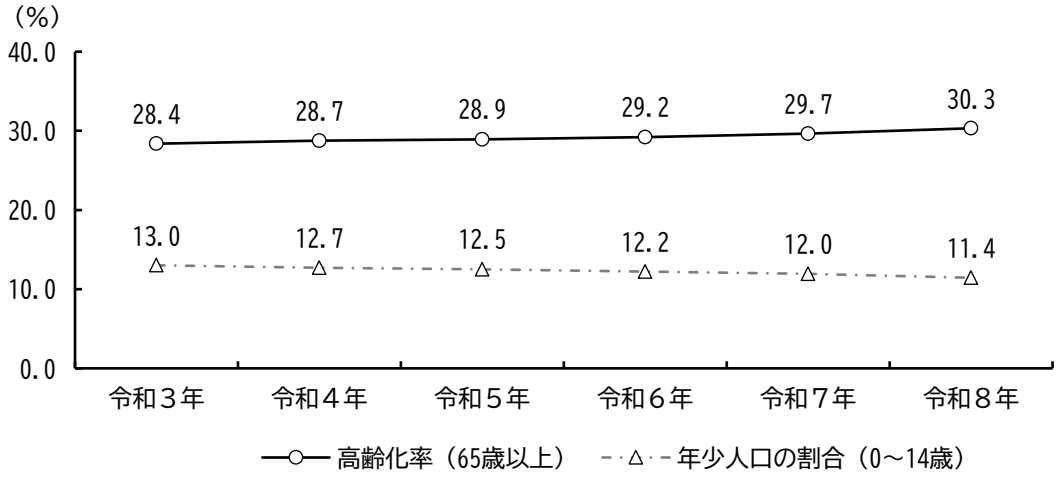

資料：「長浜市の人口と世帯」より算出（各年９月30日現在）

４．単身世帯数の推移

単身世帯数は、全体数・高齢者数ともに増加傾向にあります。令和８年の単身世帯数は、18,158世帯、65歳以上の単身世帯数は8,196世帯となっています。

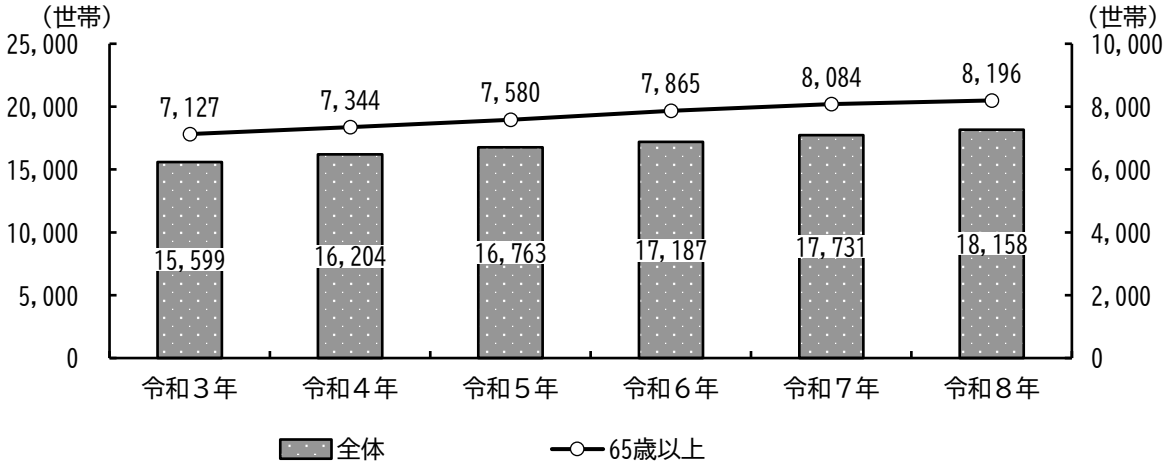

資料：住民記録 特定年齢世帯調査票（各年９月30日現在）

５．要介護等認定者の推移

要介護等認定者の推移は、増加傾向にあります。令和８年３月末の要介護認定者数は6,928人となっています。

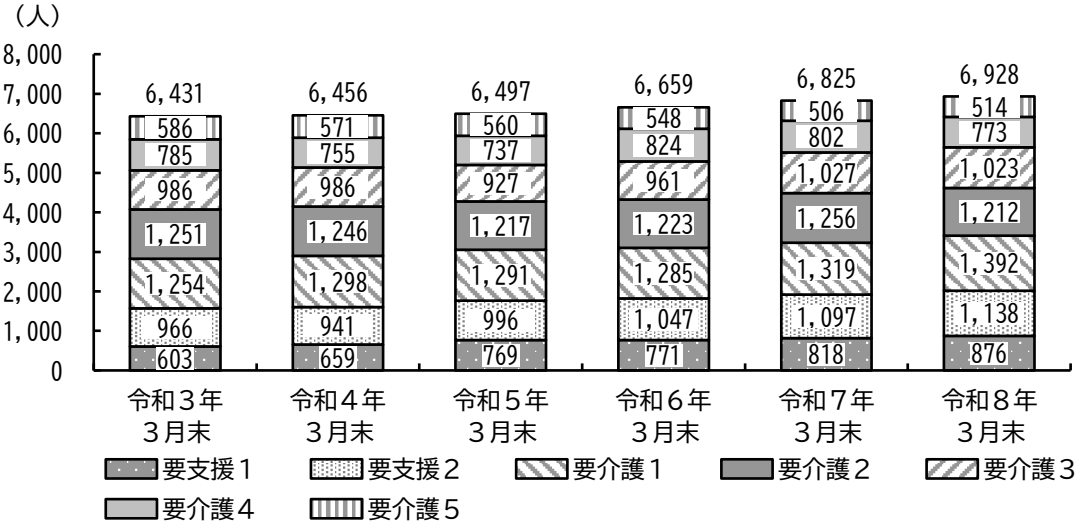

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和７年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

６．障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移は、増加傾向にあります。令和８年の障害者手帳所持者数は7,025人となっています。

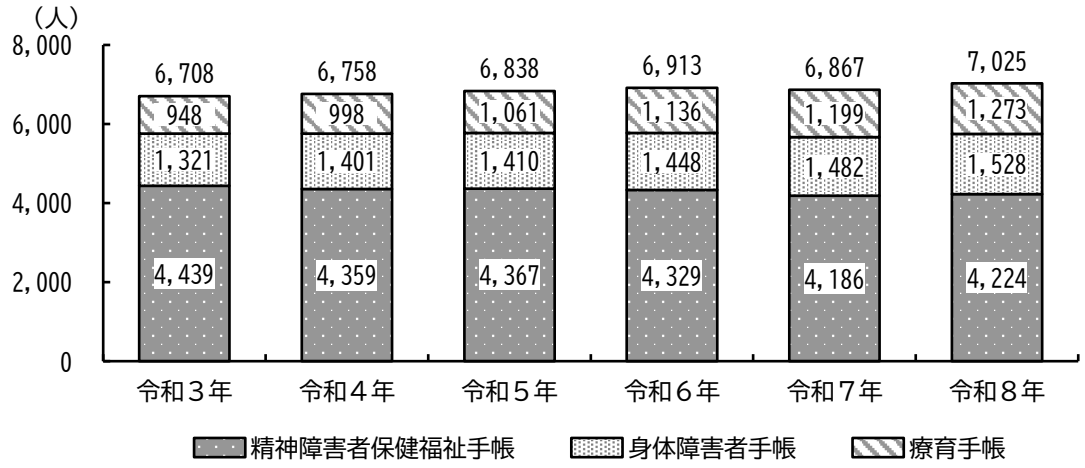

資料：「市政のあらまし」　（各年３月31日現在）

７．生活保護受給者数及び保護率の推移

生活保護受給者数及び保護率の推移は増減を繰り返しており、令和８年の被保護世帯数は 709 世帯、被保護人員数は 900 人、保護率は 8.2‰となっています。

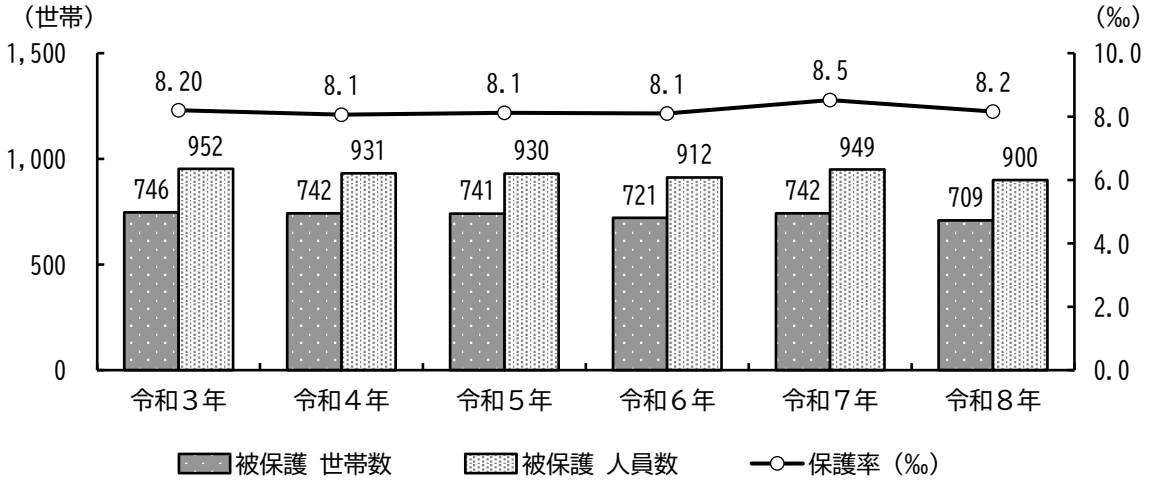

資料：社会福祉課調べ （各年９月３０日現在）

８．児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数の推移は、母子で減少傾向となっており、父子は横ばいとなっています。令和８年の母子は 591 人、父子は 30 人となっています。

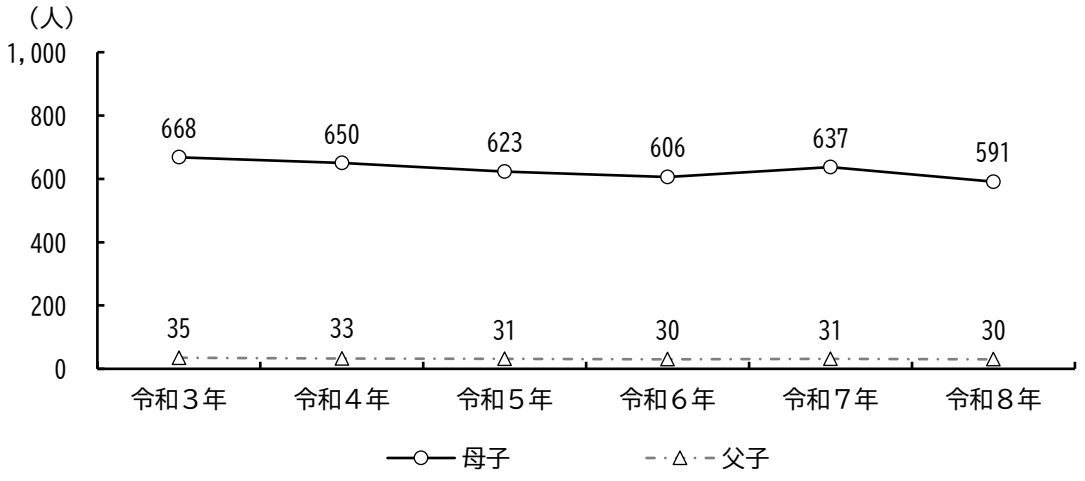

資料：こども家庭支援課調べ（各年３月31日現在）

９．民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況は増減を繰り返しており、令和７年では 23,036 人となっています。

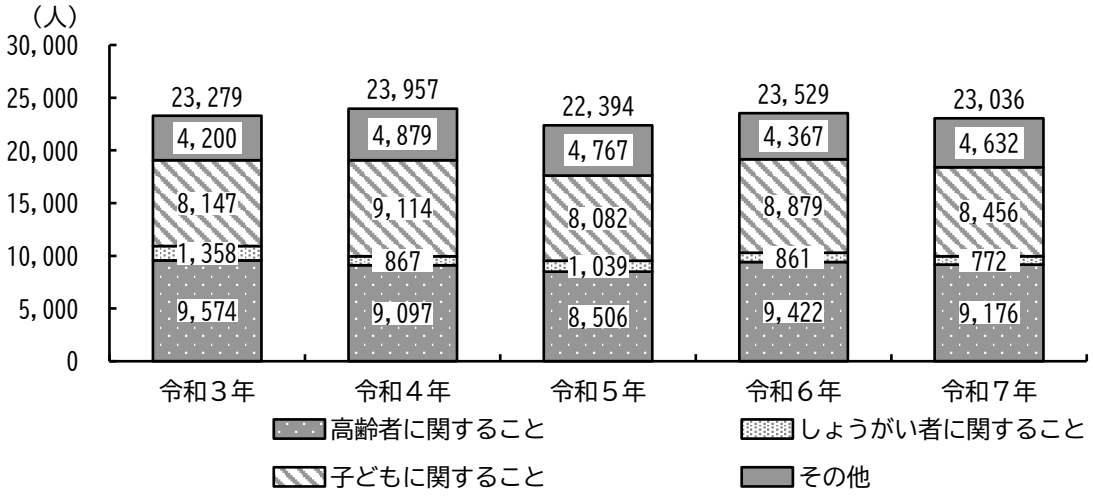

資料：「民生委員・児童委員の活動状況」（各年３月31日現在）

第２節 市民意識調査結果

１．市民アンケート調査

【調査の概要】

○ 配布数：2,990 部
○ 対象者：18 歳以上の市民から無作為抽出
○ 調査期間：令和７年 12 月４日（木）～令和８年１月９日（金）
○ 集計数：1,223 部（回答率：40.9%）

① 回答者の性別

「男性」の割合が44.0%、「女性」の割合が48.3%、「答えたくない」の割合が1.0%となっています。

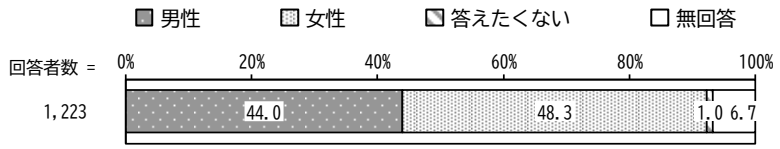

② 回答者の年齢

「70歳代」の割合が19.9%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が18.3%、「80歳以上」の割合が17.0%となっています。

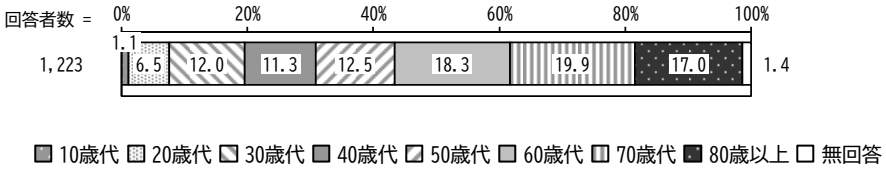

③ 近所付き合いの程度について

「あいさつをする」の割合が40.9%と最も高く、次いで「何か困った時に助けあえる」の割合が22.2%、「立ち話をする」の割合が18.1%となっています。

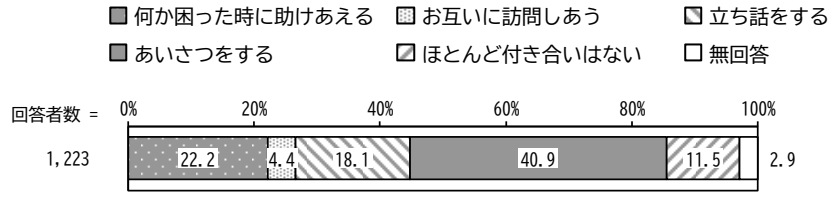

④ 現在している地域活動について

「自治会活動」の割合が50.1%と最も高く、次いで「清掃・環境保護」の割合が10.3%となっています。

令和３年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

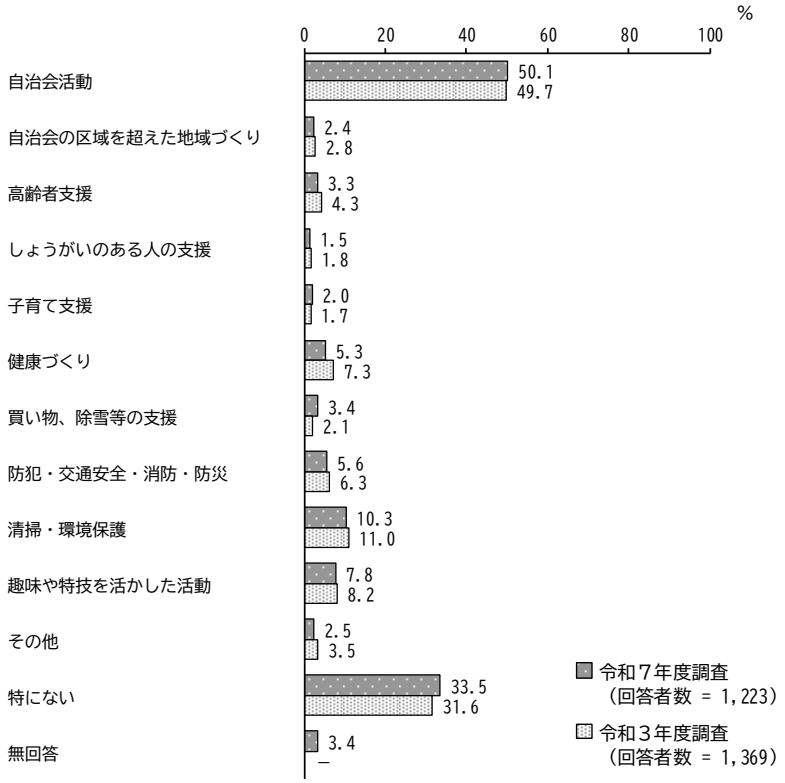

⑤ 地域活動に参加するうえで支障になることについて

「仕事や家事などで忙しく時間がとれない」の割合が37.9%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が25.8%、「どのような活動があるのかなど、地域活動に関する情報がない」の割合が22.0%となっています。

令和３年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

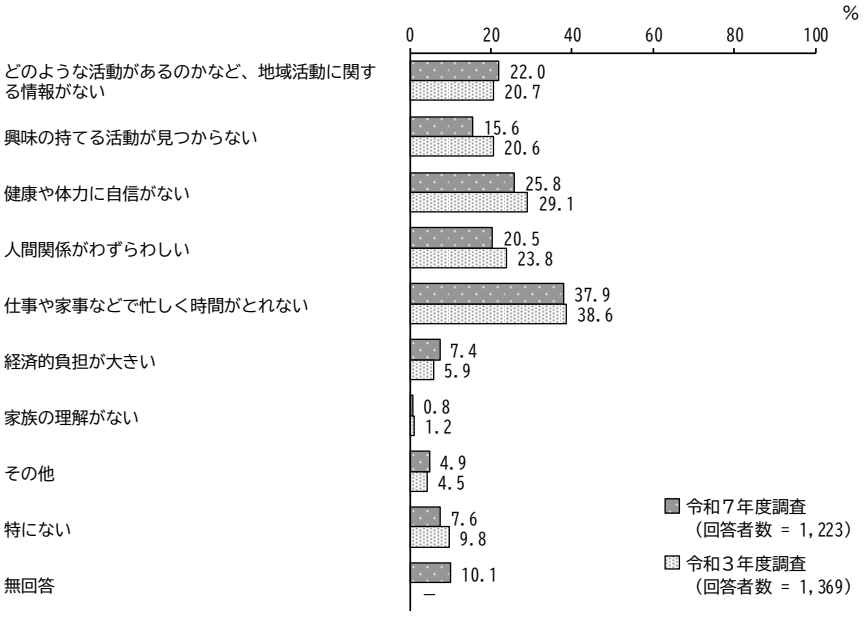

⑥ 今後、地域活動の輪を広げていくために必要なこと

「地域活動に関する情報を発信すること」の割合が49.3%と最も高く、次いで「地域活動に関する相談ができる場所や拠点となる場所を確保すること」の割合が37.8%、「地域活動が経済的負担にならないように、交通費等の実費に対する補助を行うこと」の割合が32.0%となっています。

令和３年度調査と比較すると、「地域活動が経済的負担にならないように、交通費等の実費に対する補助を行うこと」の割合が増加しています。

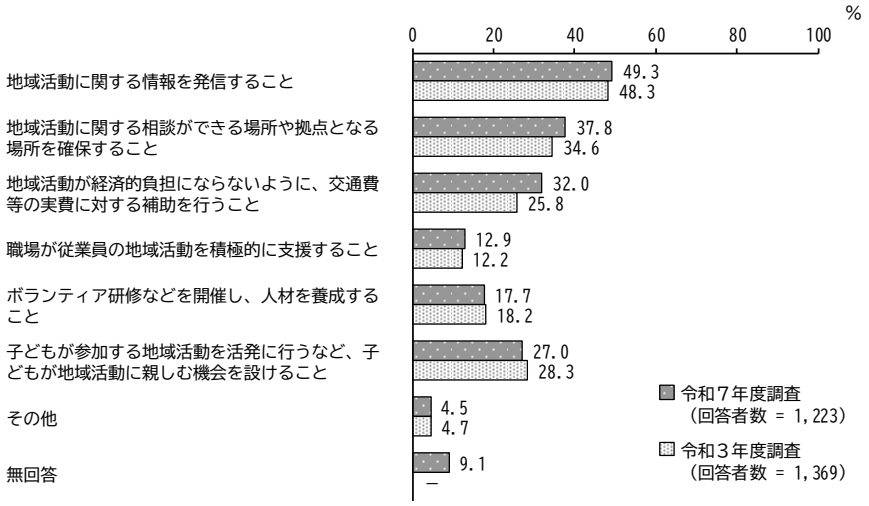

⑦ 生活上の課題について具体的に必要な支援について

「高齢者への支援」の割合が39.2%と最も高く、次いで「職業相談・紹介」の割合が23.6%、「子育て世代への支援」の割合が20.0%となっています。

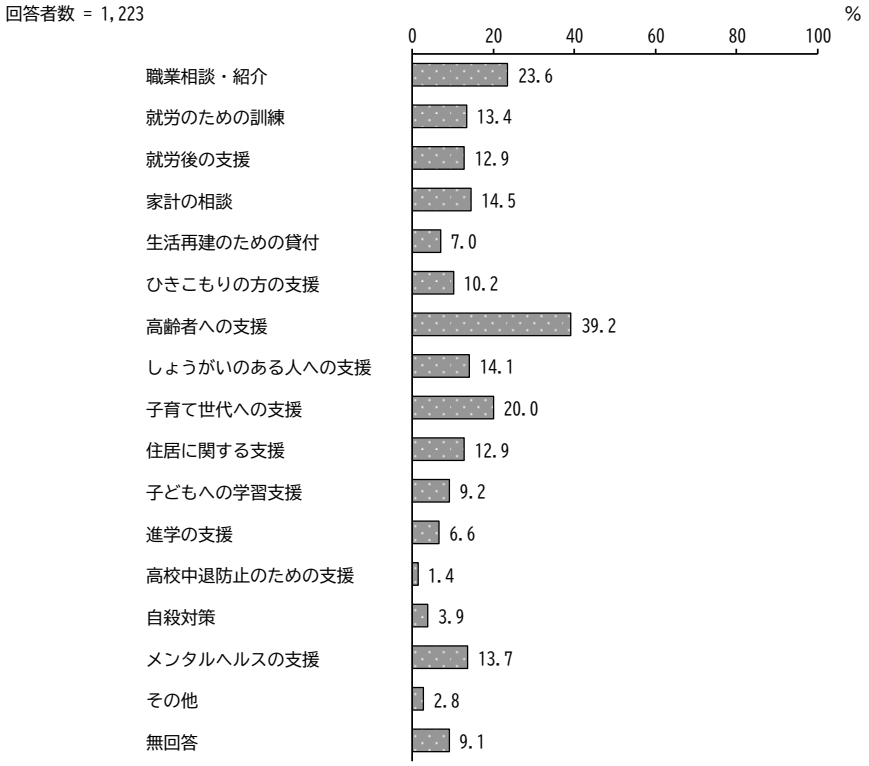

⑧ 生活のなかで困ったことがあるときの相談相手について

「家族」の割合が78.4%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が40.6%、「親戚」の割合が21.8%となっています。

令和３年度調査と比較すると、「親戚」の割合が減少しています。

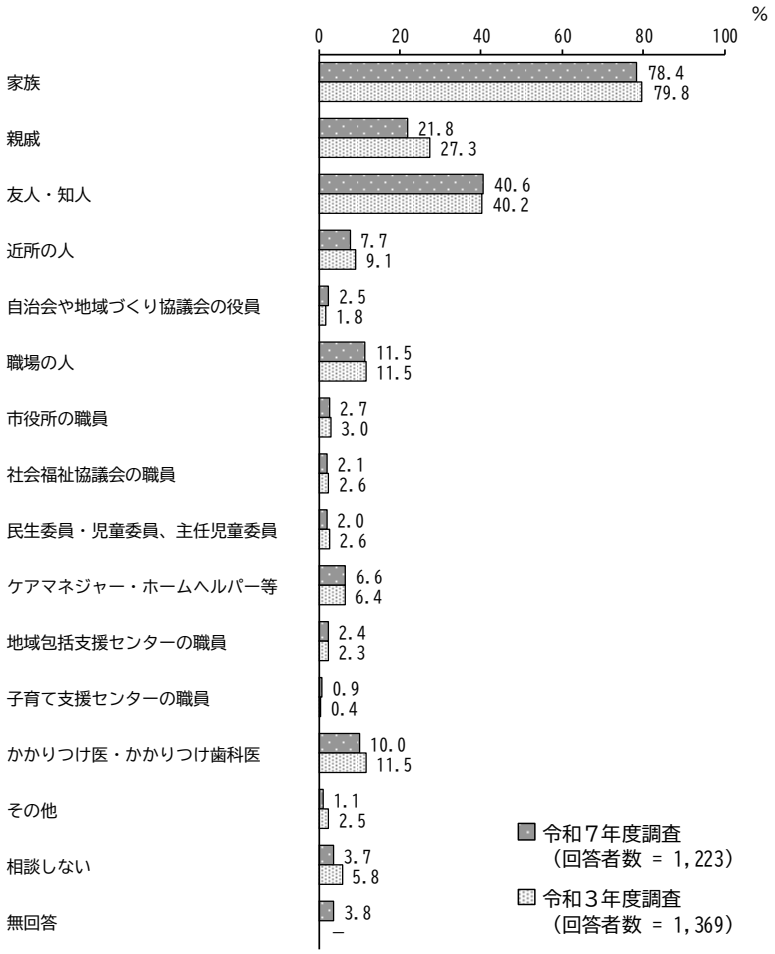

⑨ 「重層的支援体制整備事業」の認知度について

「名前も内容も知っている」の割合が1.5%、「言葉は聞いたことがある」の割合が7.8%、「まったく知らない」の割合が87.7%となっています。

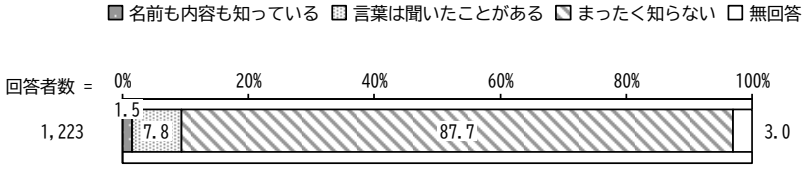

⑩ 「生活困窮者自立支援制度」の認知度について

「名前も内容も知っている」の割合が4.8%、「言葉は聞いたことがある」の割合が42.4%、「まったく知らない」の割合が48.4%となっています。

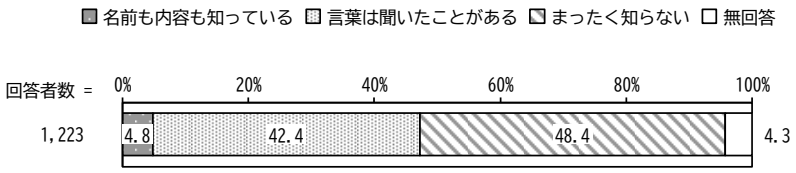

⑪ 「ひきこもり」のことについて相談できる機関の認知度について

「どれも知らない」の割合が59.0%と最も高く、次いで「長浜市役所　社会福祉課」の割合が26.5%、「長浜市役所　健康推進課」の割合が18.2%となっています。

令和３年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

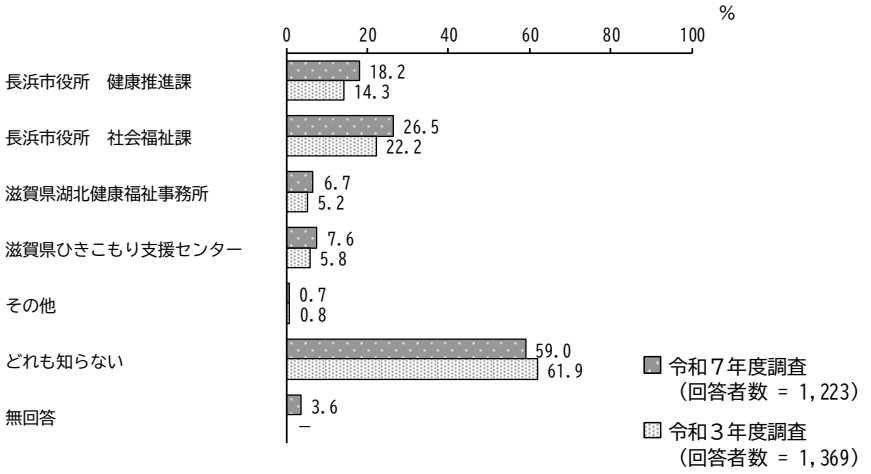

⑫ 「成年後見制度」の認知度について

「名前も内容も知っている」の割合が27.4%、「言葉は聞いたことがある」の割合が38.0%、「まったく知らない」の割合が32.1%となっています。

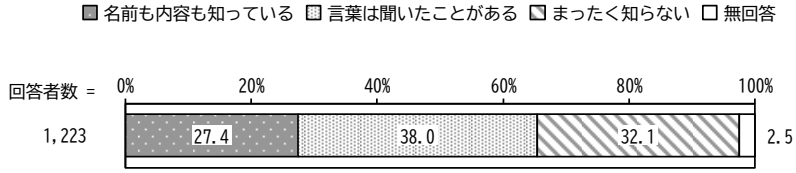

⑬ 思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる、子どもに対する教育について行うべきこと

「学校教育の中で学ぶ」の割合が73.5%と最も高く、次いで「家庭の中で親から学ぶ」の割合が56.9%、「地域の活動を通じて学ぶ」の割合が49.6%となっています。

令和３年度調査と比較すると、「家庭の中で親から学ぶ」の割合が減少しています。

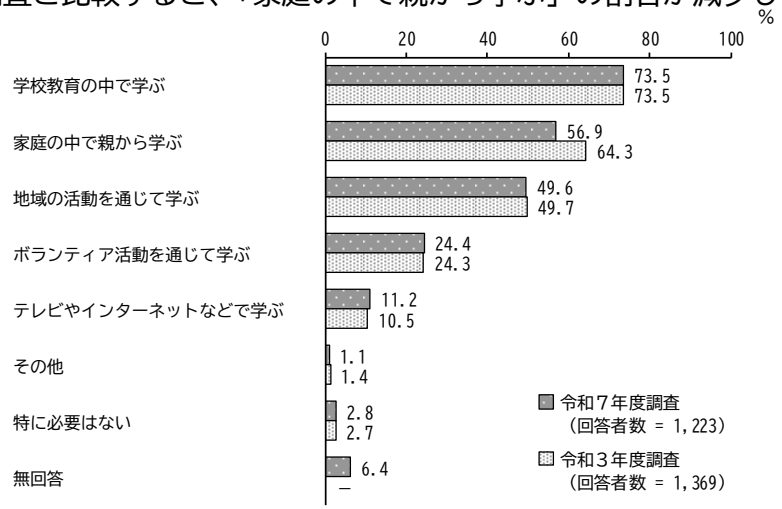

２．団体アンケート・ヒアリング調査

【団体アンケート調査の概要】

○ 対象団体：55 団体
○ 調査期間：令和７年 12 月４日（木）～令和８年１月９日（金）
○ 集計数：36 団体（回答率：65.5%）

【団体ヒアリング調査の概要】

○ 対象団体：４団体

① 事業や活動を行う上での課題

「人材不足（後継者が育たない）」の割合が72.2%と最も高く、次いで「活動資金が不足している」の割合が44.4%、「参加者（サービスの対象者）が増えない」の割合が30.6%となっています。

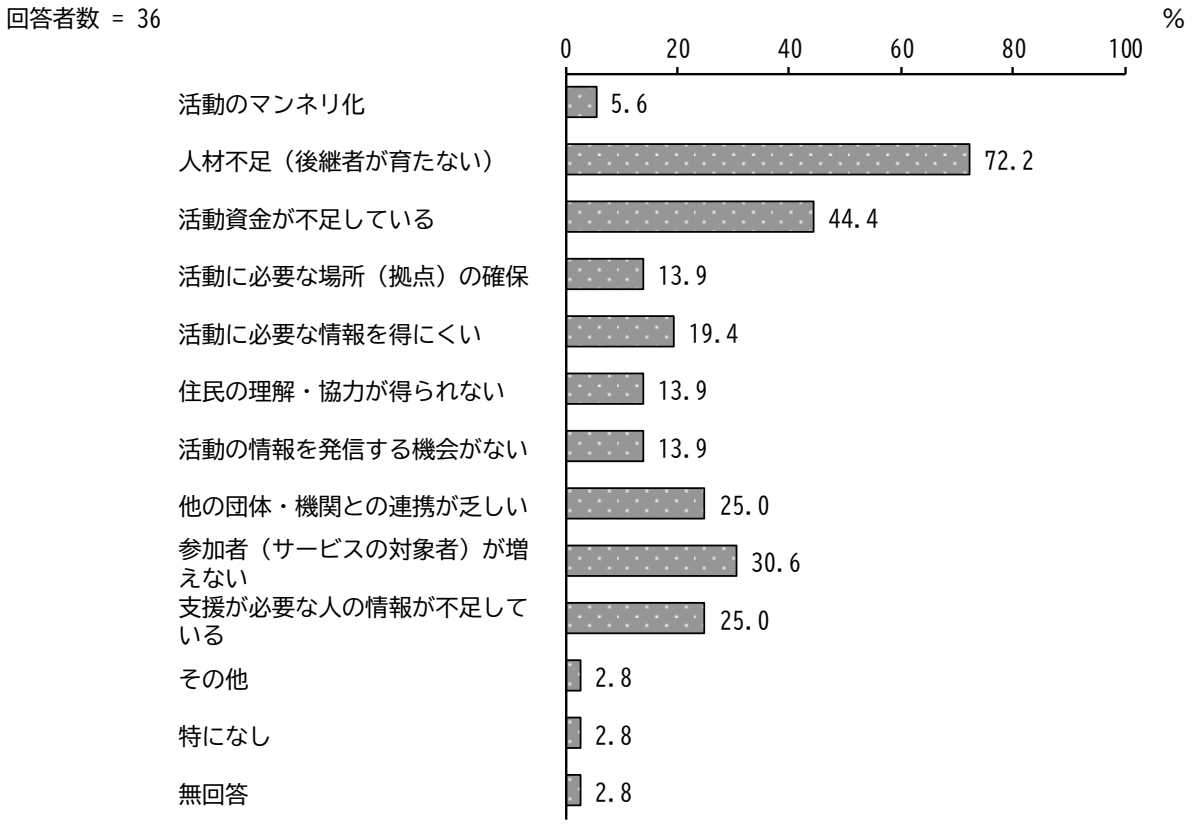

② 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なこと

「困りごとを抱えていてもＳＯＳを出せない人に目が行き届く仕組みをつくること」の割合が52.8%と最も高く、次いで「人と人とのつながりができる機会を増やすこと」の割合が44.4%、「福祉に関する情報提供を充実させること」の割合が41.7%となっています。

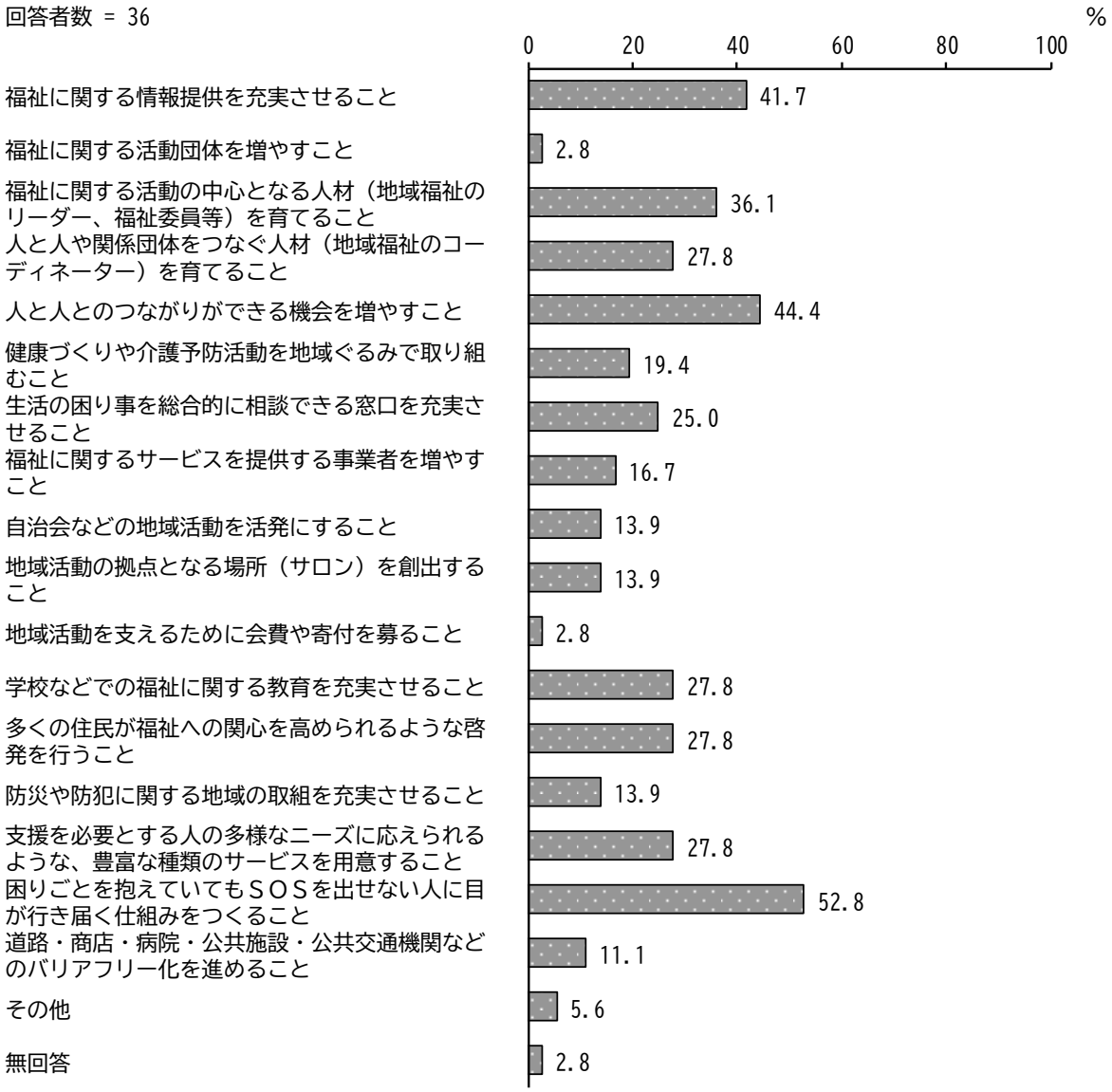

③ 相談者への支援にあたって通常関わる活動範囲以外の相談支援機関・施設と連携するために必要なこと

「他機関との連携体制や窓口の明確化」の割合が58.3%と最も高く、次いで「相談者のニーズに応じた柔軟な連携体制」の割合が47.2%、「連携先の機関・施設の情報共有（連絡先、支援内容など）」の割合が44.4%となっています。

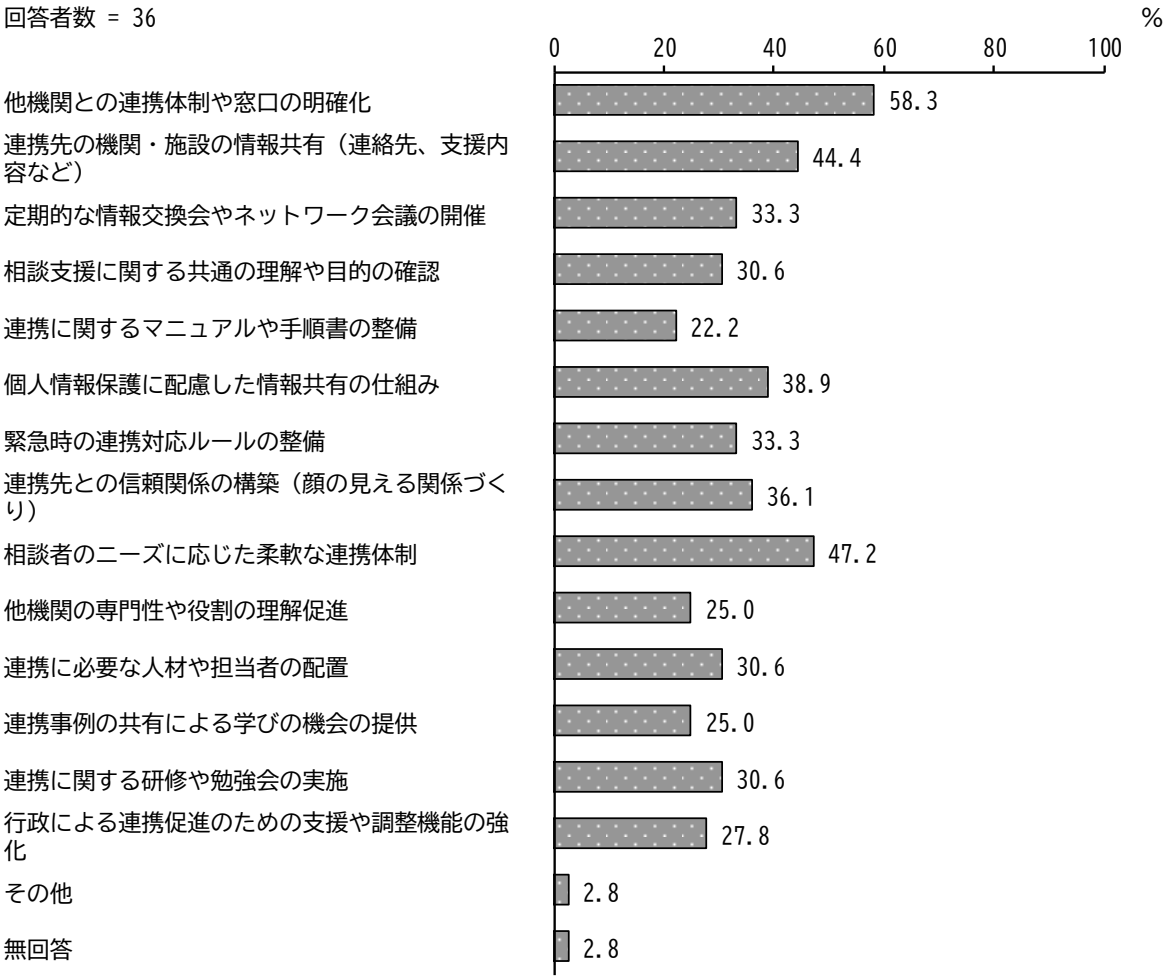

第３節　第３期計画の評価

ここでは、第３期計画で実施してきた事業の現状を把握及び評価等を行い、課題を施策の柱ごとに整理しました。

基本目標Ⅰ　「地域」を基礎とする支えあいのまち（地域を育てる）

施策の柱１　ともに支えあえる地域をつくります

○ 行政出前講座では、防災・安全を中心に多様なテーマで講座を開催し、ホームページからのデジタル申請により市民の利便性が向上しました。今後は、若年層や働き世代の参加を促すため、開催時間や内容の工夫、広報手段の多様化が求められます。

○ 多世代交流事業や地域国際化推進事業により、世代や国籍を超えた交流の場が生まれ、地域の多様性が活かされました。今後は、継続的な参加を促すための仕組みや、交流の成果を地域全体に広げる工夫が求められます。

○ しょうがい理解促進事業では、出前講座の実施回数が増加し、市民の理解促進に一定の効果が見られました。また、手話通訳や要約筆記の派遣により、円滑な意思疎通支援が実現しました。今後は、手話や合理的配慮に対する市民の理解をさらに深め、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めることが課題です。

施策の柱２　安全で安心な地域をつくります

○ ハザードリスクに基づき、優先順位を設定して自治会への個別避難計画作成を促進しましたが、地域住民の制度への理解が十分に得られず、計画作成が進まない自治会も見られました。今後は、制度の意義や必要性を丁寧に説明し、住民の主体的な関与を促す取り組みが求められます。

○ 防災出前講座や草の根防災体制育成事業を通じて、自主防災組織の防災意識が高まり、資機材整備や防災士の養成が進みました。一方で、防災指導員の人員不足により講座の開催に制限が生じています。今後は、指導体制の強化とともに、未組織自治会への支援を充実させる必要があります。

○ 「子ども110番の家」や認知症高齢者支援事業を通じて、地域ぐるみの見守り体制が構築されつつあります。今後は、制度の周知と協力者の継続的な確保、情報発信器の活用促進など、地域全体で支える仕組みの強化が求められます。

基本目標Ⅱ　「ともに育む」仲間づくりのまち（仲間を育てる）

施策の柱１　地域福祉を担う仲間をつくります

○ 市民協働センターでは、ニーズに応じた多様な講座を開催し、地域活動の担い手育成に寄与しました。今後は、活動者の経験や関心に応じた内容設計や、継続的な学びの場の提供を通じて、より実践的なスキル習得と地域への定着を図ることが課題です。

○ 中高校生、大学生などが事業の企画・運営や地域での交流に携わり、若者が地域福祉活動に主体的に関わる機会を創出しました。今後は、地域や関係団体との連携を生かし、次世代の担い手育成につなげることが必要です。

○ 民生委員が地域での見守りや相談活動に積極的に取り組んでおり、研修や情報共有の場を通じて支援を行っています。今後は、委員の経験や課題を共有できる機会を増やし、地域の多様な課題に対応できる柔軟な支援体制の構築が求められます。

○ 地域づくり協議会にプランナーを配置し、地域課題の解決に向けた取組が進展しました。一方で、設置は全体の半数にとどまっており、地域間の支援格差が生じています。今後は、地域の実情に応じた制度の見直しと、人材確保の仕組みづくりが必要です。

施策の柱２　地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります

○ ボランティアセンターでは、感染症対策を講じながら活動支援を継続し、地域のつながりを保つ役割を果たしました。しかし、活動者の高齢化により登録件数が減少傾向にあり、若年層の参加促進や多様な活動スタイルへの対応が今後の課題です。

○ ワークキャンプでは、地域の高齢化により準備や当日の参加が困難となり、ボランティアの確保も難航しています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や地域団体を通じた周知を行いましたが、参加者の確保には至りませんでした。今後は、活動内容の見直しや参加しやすい仕組みづくりが必要です。

○ 広報啓発事業では、各種SNSやメッセージングアプリ等のデジタルツールを活用し、幅広い層への情報発信を実施しました。市民の関心も高く、今後は発信内容の質の向上と、情報の受け手が必要な情報を適切に得られるような仕組みづくりが求められます。

○ 「広報ながはま」の紙面配布に加え、デジタル版の活用やホームページへの音声版ファイルの掲載等により、年齢やしょうがいの有無に関わらず情報取得が可能な環境を整備しました。今後は、利用状況の把握とさらなるアクセシビリティ向上に向けた改善が必要です。

基本目標Ⅲ　「協働」による地域福祉のまち（しくみを育てる）

施策の柱１　健やかな成長と自立を支える体制をつくります

○ 訪問等介護サービス確保対策事業では、サービス提供事業所への費用補助により、中山間地域でのサービス提供体制の維持・確保に寄与しました。今後は、事業所の継続的な運営支援に加え、利用者ニーズの変化に応じた柔軟な対応が求められます。

○ 健康づくり推進事業では、買物施設での健康チェックや若年層向けの啓発活動を通じて、多世代に健康意識を広げることができました。今後は、市民が継続して健康づくりに取組める仕組みづくりや、地域ごとの特性に応じた取組の展開が課題となります。

○ 生活困窮者自立支援事業では、物価高騰の影響を受けた生活困窮世帯への相談支援を行い、フードバンク等と連携した支援も実施しました。制度だけでは対応が難しいケースも多く、今後は地域資源との連携をさらに強化し、柔軟な支援体制の構築が課題です。

○ 成年後見・権利擁護センターや地域福祉権利擁護事業を通じて、判断能力が不十分な方への支援や制度の周知を進めました。今後は、地域住民や関係機関への啓発を強化し、制度の理解促進と利用促進を図るとともに、支援人材の育成も重要な課題です。

施策の柱２　地域福祉を推進するしくみをつくります

○ 生活支援コーディネーターの活動により、移動販売の新規事業者参入など、地域の実情に応じた新たな支援の形が生まれました。今後は、地域内外の多様な主体と連携しながら、持続可能な支援体制の構築と、活動の見える化を進めていくことが課題です。

○ 市内15地区に配置された地域福祉コーディネーターが、住民や専門職と連携しながら地域課題の解決や個別相談に対応しました。今後は、活動の質の向上とともに、住民の主体的な参画を促す仕組みづくりや、コーディネーターの継続的な育成が求められます。

○ 長浜市社会福祉協議会への補助により、生活相談や地域福祉活動の支援体制が維持されました。また、地域福祉活動計画（市域版）では、新たな視点を盛り込んだ第3期計画の推進に向けた検討が進められました。今後は、計画の実行力を高めるための体制整備と、地域全体での共有・連携の強化が課題です。

施策の柱３　だれ一人取り残さない支援のしくみをつくります

○ 複雑な課題に対応するため、支援者支援会議や個別支援連携会議を通じて多機関協働体制を構築しています。相談支援包括化推進員の調整により連携が進んでいますが、国の方針に沿った体制の再整理と、各機関の役割を明確にしながらも柔軟に協働できる連携のあり方の構築が今後の課題です。

○ 参加支援事業では、本人の希望に寄り添いながら、地域住民や企業等と連携し、受入先の開拓やマッチングを行いました。活動の定着や就労につながる事例も見られましたが、地域資源の偏在や支援の継続性確保が課題であり、地域全体での支援体制の強化が求められます。

○ 「社会を明るくする運動」では、街頭啓発や研修会を通じて更生保護への理解を深めることができました。一方で、参加者が一部の関係者に限られる傾向があるため、今後は広報の工夫や地域団体との連携を強化し、市民全体の参画を促すことが課題です。

○ 新たに設置された「長浜市再犯防止推進会議」では、関係機関が連携し、課題の共有と支援の方向性を検討する場が整いました。今後は、実効性のある支援策の立案と、地域全体での理解促進を図るための継続的な対話と情報共有が重要です。

第４節　長浜市の地域福祉を取り巻く重点課題の整理

ここでは、アンケート調査結果等を踏まえ、本市の地域福祉計画を取り巻く課題を整理しました。

１．地域特性を活かした顔の見える関係と絆づくり

核家族世帯や単身世帯の増加等もあり、地域住民同士の関係の希薄化が進んでいることがうかがえます。また、近所づきあいは「あいさつ程度」が中心であり、今後も現状維持を望む回答が多くなっています。

今後、地域の課題を地域で解決していくためには、地域住民との絆が重要となり、地域住民の顔が見える関係づくりを進めていくことが必要です。

２．地域の社会資源を巻き込んだ見守り体制づくり

支え合いの輪を広げていくためには、様々な人が住む地域において、互いを理解し尊重するとともに、地域の特性を踏まえ、事業所などの社会資源を活用した見守り体制づくりを促進していくことが必要です。

３．ライフステージに応じた地域福祉の担い手づくり

地域福祉の担い手を発掘、育成していくためには、多くの市民に地域福祉活動に参加してもらうことが重要です。特に若年層からの参加が重要であり、ライフステージに応じた魅力ある地域福祉活動の機会をつくるとともに、地域福祉に関する情報を入手しやすい環境を整えていくことが必要です。

４．魅力ある地域福祉活動の機会づくり

地域福祉への関心を高めていくため、地域の魅力ある地域福祉活動の機会を創出していくとともに、各種団体が協働し、主体的な活動を支援していくことが必要です。

５．必要な情報が入手しやすい環境づくり

生活のなかで困ったことがあるときの相談相手は、家族や身近な人が中心となっており、専門の相談機関を使う人があまりいない状況です。このように、多くの市民が家族や身近な人に相談している一方で、公的機関に相談しにくい市民もいることがうかがえます。

６．生活に困難を抱える人への支援体制づくり

生活上の困りごととして、高齢者の居場所や買い物等に関する項目が挙げられています。また、生活困窮者自立支援制度や、ひきこもりに関する相談先については認知が十分でない状況です。

このことから、生活に困難を抱える人を早期に把握し、必要な制度や相談支援につなぐ導線の整備が課題です。

７．つながりやすい相談支援体制づくり

困りごとがあるときの相談相手は家族や友人・知人が中心であり、公的機関に相談する人は多くありません。また、重層的支援体制整備事業や成年後見制度、権利擁護支援に関する認知も十分とはいえません。

このことから、相談先が分かりやすく、必要な支援につながりやすい体制づくりと、多機関の連携強化が課題です。

第3章 地域福祉の推進施策

第1節 基本的な考え方

1．地域福祉推進の理念

本市における地域福祉推進の理念は、次のとおりです。

多様性を尊重し　地域の絆で
ともに育み支えあい
安心して暮らせるまち　長浜

本市では、性別、国籍、人種、年齢の違いや、しょうがいの有無など、価値観やライフスタイルの異なる様々な人たちがともに支え、助けあいながら暮らしています。

また、東西約25キロメートル・南北約40キロメートルにわたる広い面積を有する本市は、地理的・地域的な生活環境の違いからも福祉に関するニーズが異なります。加えて、ほどよい距離を保ちつつ、つながりを持ちたい世代と、より深く助けあいの関係に期待を寄せる世代など、世代間によっても地域福祉に対する意識の違いは明らかです。

市民アンケート調査からの重点課題においても、地域の希薄化が進む中で、日々の困りごとを身近に相談できる相手がいない不安や、地域福祉活動の担い手不足、既存の制度では対応が難しい複合的な課題など、地域福祉を促進していくために乗り越えていかないといけない地域課題が多くあります。

これらの地域課題は、行政だけでは解決することができず、市民や地域団体、市内の企業などが連携していくことが重要となります。

このような状況において、だれ一人取り残されることなく、安心して暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会を実現させるには、地域で暮らすすべての人々が、多様性を尊重し、お互いの様々な違いを認めあった上で、思いやる気持ちを持ち、「地域の絆」を育んでいくことが重要です。

このような現状や市民の思いを受け止め、世代や属性、制度の枠組みを超えて誰もが地域社会の大切な一員として互いの多様性を認め合い、地域の絆を育みながら共に支え合う「地域共生社会」の実現をめざすため、基本理念を引き続き掲げ、各種施策を力強く推進します。

２．理念実現のための基本目標と視点

地域福祉推進の理念である「多様性を尊重し　地域の絆で　ともに育み支えあい　安心して暮らせるまち　長浜」の実現に向けて、次のとおり３つの基本目標を設定し、「地域」「仲間」「しくみ」を育てることを、地域福祉推進の視点とします。

基本目標Ⅰ.「地域」を基礎とする支えあいのまち　【視点１　地域を育てる】

◇ 多様化する価値観を尊重し、認めあえる地域づくり
◇ 住民同士がつながり、互いに支えあえる地域づくり
◇ 地域の社会資源を巻き込んだ見守り体制づくり
◇ 住民同士や地域がつながり、見守りあうことで様々な課題を早期に発見できる地域づくり
◇ 災害に強い地域づくりとともに、日々の生活を守る安全で安心な地域づくり
◇ 要配慮者の把握から日常の見守り、災害時の対応まで暮らしを守る地域づくり
◇ 地域コミュニティを育成し、協働体制が図れる地域づくり
◇ 地域の特性に応じた課題解決を推進できる地域づくり
◇ 孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さず、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる地域づくり

基本目標Ⅱ.「ともに育む」仲間づくりのまち　【視点２　仲間を育てる】

◇ 地域福祉の次代を担う若者や子ども等、人材づくり
◇ ライフステージに応じた地域福祉の担い手づくり
◇ 長浜市社会福祉協議会をはじめとする、地域福祉推進の核となる団体との協働・連携づくり
◇ 各種団体との協働体制づくりとともに、主体的な活動を支援する元気で頼もしい団体づくり
◇ 住民同士や、地域組織、市民団体間の情報交換の機会など地域の集いの場づくり
◇ だれもが地域の活動に参加、交流しやすい環境づくり
◇ 地域福祉に参加したいと思える興味が持てる活動を展開する、魅力ある地域福祉活動の機会づくり
◇ 地域の活動や行政の情報など、情報が適切に届けられる環境づくり
◇ 子どもたちが学校や家庭、地域の中で小さい時から福祉を学ぶ、福祉意識の向上と次世代の担い手づくり

基本目標Ⅲ.「協働」による地域福祉のまち　【視点３　しくみを育てる】

◇ 長浜市社会福祉協議会と連携・協働し、地域づくり協議会や地区社会福祉協議会（福祉の会）とともに、地域の福祉活動をさらに力強く推進できるしくみづくり

◇ 専門機関・事業者・福祉関係団体等のネットワーク化と地域の様々な主体の連携によって、支えあう力を強化できるしくみづくり

◇ 属性を問わず断らず受け止め、気軽に総合的な相談ができる、つながりやすい相談支援体制づくり

◇ 複合化・複雑化する個別課題に対し、従来の支援制度を超え、重層的に支援する体制づくり

◇ 自分からＳＯＳを出せない人、気づくことが出来ない人などを早期に発見し、働きかけていく(アウトリーチ支援)しくみづくり

◇ 貧困、ひきこもり、ヤングケアラーなど、生活に困難を抱える人への支援体制づくり

◇ 保健・福祉サービスの充実と適切に利用できるしくみづくり

◇ 社会環境や福祉ニーズの変化に柔軟に対応できるしくみづくり

◇ 犯罪をした人等が地域社会で孤立せず、円滑に社会復帰できるよう支援する体制づくり

◇ 成年後見制度の利用促進・周知啓発を図り、人権を擁護する支援体制づくり

3．施策の体系


［ 理念 ］［ 基本目標と視点 ］
［ 施策の柱 ］
［ 施策の方向 ］
多様性を尊重し　地域の絆で　ともに育み支えあい　安心して暮らせるまち　長浜
Ⅰ.「地域」を基礎とする支えあいのまち（地域を育てる）
1．ともに支えあえる地域をつくります
（1）地域特性を活かした顔の見える関係と絆づくり
（2）多様性に対応した地域づくり
（3）地域の社会資源を巻き込んだ見守り体制づくり
2．安全で安心な地域をつくります
（1）災害に強い地域づくり
（2）安全な地域づくり
Ⅱ.「ともに育む」仲間づくりのまち（仲間を育てる）
1．地域福祉を担う仲間をつくります
（1）ライフステージに応じた地域福祉の担い手づくり
（2）福祉意識の向上と次世代の担い手づくり
（3）元気で頼もしい団体づくり
2．地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります
（1）魅力ある地域福祉活動の機会づくり
（2）参加と交流を育む環境づくり
（3）必要な情報が入手しやすい環境づくり
Ⅲ.「協働」による地域福祉のまち（しくみを育てる）
1．健やかな成長と自立を支える体制をつくります
（1）保健・福祉サービスの充実と適切に利用できるしくみづくり
（2）自立と社会参加を進める体制づくり
（3）生活に困難を抱える人への支援体制づくり
2．地域福祉を推進するしくみをつくります
（1）地域を支える互助・共助のしくみづくり
（2）地域福祉推進のための総合的なしくみづくり
（3）つながりやすい相談支援体制づくり
3．だれ一人取り残さない支援のしくみをつくります
（1）つながり支え合う支援体制づくり【重層的支援体制整備事業実施計画】
（2）再犯防止を支援するしくみづくり【再犯防止推進計画】
（3）人権を擁護する支援体制づくり【成年後見制度利用促進基本計画】

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 「地域」を基礎とする支えあいのまち（地域を育てる）

施策の柱１　ともに支えあえる地域をつくります

【 現状と課題 】

○ 近所付き合いの程度をみると、「あいさつをする」程度の割合が高くなっており、特に40歳代までの若い世代で高くなっています。また、地区によって近所との付き合いの程度が違うことがうかがえます。今後の近所付き合いも「現状のままでよい」と考える市民が多いことがうかがえ、地域住民との関係の希薄化が進んでいることがうかがえます。

○ 一方で、「住民同士の交流を通じて知り合う機会を増やすこと」が、今後の地域で助けあい・支え合いの輪を広げていくためには必要であること、また、年齢が上がるほど「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくこと」が地域の助けあいには必要であると考えている人が多いことがうかがえます。

○ 地域での助けあい・支え合いの輪を広げていくためには、まずは住民同士の知り合う機会を増やして行くことが重要となります。その機会として出前講座や交流事業等を実施していますが、今後は若年層や働き世帯が参加しやすい時間帯や内容を工夫し、地域住民の顔が見える関係づくりを進めていくことが必要です。

○ また、地域で助けあい・支え合いの輪を広げていくためには、「支援を必要とする人やそのニーズを把握すること」が必要であり、様々な人が住む地域において、互いを理解し尊重するとともに、地域で地域の人を見守る体制を構築し、共生する地域社会づくりを進めていくことが重要となります。

＜図表　近所付き合いの程度＞

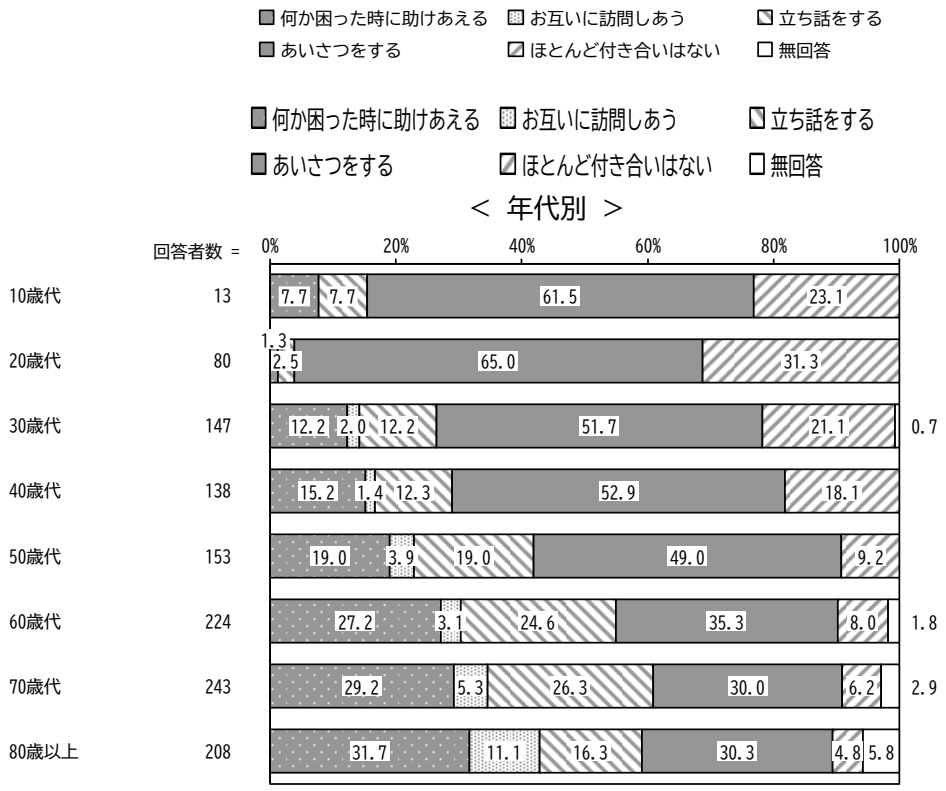

＜図表　今後の近所付き合い＞

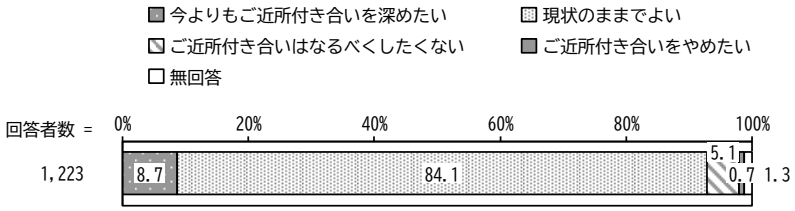

＜図表　今後の地域で助けあい・支え合いの輪を広げていくために必要なこと＞

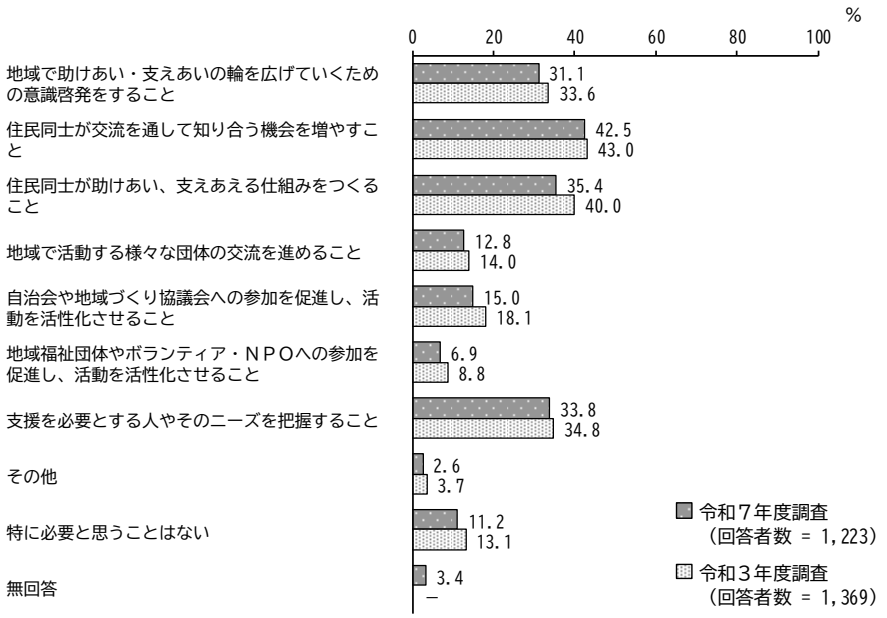

＜ 年代別 ＞

区分	回答者数（件）	地域で助けあい・支えあいの輪を広げていくための意識啓発をすること	住民同士が交流を通して知り合う機会を増やすこと	住民同士が助けあい、支えあえる仕組みをつくること	地域で活動する様々な団体の交流を進めること	自治会や地域づくり協議会への参加を促進し、活動を活性化させること	地域福祉団体やボランティア・ＮＰＯへの参加を促進し、活動を活性化させること	支援を必要とする人やそのニーズを把握すること	その他	特に必要と思うことはない	無回答
全　体	1,223	31.1	42.5	35.4	12.8	15.0	6.9	33.8	2.6	11.2	3.4
10歳代	13	30.8	38.5	30.8	7.7	15.4	7.7	30.8	0.0	15.4	0.0
20歳代	80	16.3	35.0	21.3	12.5	11.3	6.3	27.5	1.3	21.3	3.8
30歳代	147	17.0	40.8	34.0	9.5	7.5	1.4	38.1	2.7	12.2	1.4
40歳代	138	26.8	29.7	31.2	11.6	8.7	5.8	38.4	5.1	13.0	0.7
50歳代	153	35.3	34.6	33.3	7.8	7.2	6.5	39.2	2.6	12.4	0.0
60歳代	224	37.5	46.0	39.3	14.3	16.5	7.6	40.2	1.8	8.0	1.3
70歳代	243	37.4	50.6	39.5	14.4	19.8	7.4	27.6	2.1	9.9	4.5
80歳以上	208	34.6	50.5	40.4	16.8	25.0	11.1	28.8	3.4	10.1	4.3

① 地域特性を活かした顔の見える関係と絆づくり

地域での助けあい、支え合いの輪を広げていくためには、まずは住民同士が知り合う機会を増やしていくことが重要となります。その機会として出前講座や交流事業等を実施していますが、今後は若年層や働き世帯が参加しやすい時間帯や内容とし、地域住民の顔が見える関係づくりを進めていきます。

【 主な取組 】

- 地域福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し、助けあいと思いやりの心の育成をめざし、地域福祉の啓発と関心の向上を図るため、市の施策や制度・情報などの周知や、市内の学校・住民・企業を対象に、出前講座等により、ボランティア活動や日常の身近な福祉活動を積極的に推進します。
- 地域住民相互のふれあいとたすけあいの心を深めていくことを目的とし、自治会の育成と住民自治の健全な発展や、自治会における福祉活動・世代間交流を目的とした助成等を着実に進めます。
- 長浜市地域福祉活動計画（地区版）に基づいた事業運営に関する相談・援助を行い、長浜市社会福祉協議会との連絡・調整・連携・協働体制を推進するとともに、地区社協代表者会議を開催し、研修や意見交換・情報交換を通して地区社協活動の活性化を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園のＰＴＡ・保護者会によるあいさつ運動を継続的に実施します。
- ひとり暮らしの高齢者や、しょうがい等のある高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、電話による見守り活動を行います。また、様々な要因により課題を抱

えひきこもっている当事者やその家族に対し、人と交流する第一歩目の支援として自宅以外で過ごすことができる居場所づくりに引き続き取り組みます。

- 日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方に対し、地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援組織（生活支援ボランティア団体・ＮＰＯ等）の設立・活動支援を引き続き実施します。
- 外国人市民への支援を総合的に行うと同時に、日本人についても多文化の理解を促し、共に地域社会の構成員として、多文化共生のまちづくりを進めるしくみを推進します。
- 子どもから大人、高齢者やしょうがい児・者と保護者等を対象とし、地域の歴史や自然などを生かした体験活動や学習活動、世代間交流事業、子育て支援や地域住民の交流など多種多様な講座や交流会等を実施します。
- 年齢や性別、その置かれている生活環境等にかかわらず、身近な圏域において誰もが安心して生活を維持できるよう、地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民等が地域生活課題について主体的に話し合う場をつくる支援を行います。

移動販売車から生まれる顔の見える関係

長浜市には、市街地、農村部、中山間地域など、それぞれに異なる暮らしがあります。店舗までの距離が遠い地域や、移動手段が限られる人にとって、身近な場所で買い物ができることは、安心して暮らし続けるための大切な支えです。

市内では、生活協同組合コープしがが令和５年度から、株式会社平和堂が令和６年度から移動販売車を運行しています。現在は、神田、西黒田、南郷里、北郷里、田根、上草野、びわ、高月、伊香具、高時、杉野、余呉、西浅井の 13 地域を巡回しています。

移動販売車が来る日には、住民がいつもの場所に集まり、商品を選びながら自然に会話が生まれます。販売員と利用者、利用者同士が顔見知りになることで、外出の楽しみや機会が増え、互いの様子を気にかける関係が生まれます。こうした関係性が孤立の防止や必要な支援にもつながっていきます。

全国的にも、移動販売は買い物手段の確保に加え、交流や見守りの場として注目されています。長浜市では、企業の力と地域のつながりを組み合わせ、買い物という日常の営みを、地域の交流と安心を育む機会へ広げています。

② 多様性に対応した地域づくり

地域や年代により、地域福祉に対する価値観や、生活様式が異なる中、地域の絆を深めるためには、地域で生活する人々がお互いを思いやる気持ちを育てていくことが重要です。「だれ一人取り残さない社会」の実現は、行政だけではなく、地域住民や地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会等、多様な主体と一緒になって取り組んでいく必要があります。

多様化する価値観が認められる社会をめざし、人権意識を育むための啓発活動や、人権教育及び福祉教育を推進します。

また、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

【 主な取組 】

- 人権における多様化する価値観や人権課題に対する理解、人権意識の醸成を図るため、出前講座の開催や街頭での啓発を行い、人権学習の機会を提供します。また、外国人市民をはじめ、だれもが暮らしやすくなるよう、「やさしい日本語」の普及・活用をさらに推進します。
- 日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方に対し、地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援組織（生活支援ボランティア団体・ＮＰＯ等）の設立・活動支援を引き続き実施します。
- 「認知症サポーター」の養成を促進し、認知症への理解を深めます。
- しょうがいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営めるよう、コミュニケーション支援や移動支援を行うとともに、小中学校等のバリアフリー化を一層促進していきます。また、しょうがいを理由とした不当な差別的取り扱いや、権利侵害を防止するとともに、合理的配慮の理解促進を図っていきます。
- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設のバリアフリー化を推進します。

③ 地域の社会資源を巻き込んだ見守り体制づくり

地域で助けあい・支え合いの輪を広げていくためには、「支援を必要とする人やそのニーズを把握すること」が必要であり、様々な人が住む地域において、互いを理解し尊重するとともに、地域や事業所などの地域の社会資源を巻き込んだ、見守り体制を構築し、共生する地域社会づくりを進めていきます。

【 主な取組 】

- 地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民、自治会、民生委員・児童委員等との協働により、近隣住民の日常の見守り体制の構築を支援します。また、事業者による見守り活動とも連携し、見守り体制を強化します。
- 警察、学校、家庭などが連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動を推進します。また、支援ニーズの高いこども等へ居場所の提供や訪問による食事の提供、学習支援を通じて、地域におけるこどもの見守りを強化します。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人等で、近くに親族がおられないなどにより安否確認を必要とする人を対象に、配食を通じた見守り支援を行うとともに、認知症高齢者等を地域で温かく見守る応援者を養成するため、住民や企業、学校等を対象にした養成講座を引き続き開催します。
- 認知症のある高齢者や要援護しょうがい者が行方不明となった場合において、早期発見による安全の確保及び家族等の支援を図ります。

地域事業者による「さりげない見守り」

地域には、配達、訪問、販売などを通して、住民の暮らしと日常的に接する事業者があります。長浜市の「地域の安心見守り活動推進事業」では、協力事業者が通常の業務の中で住民をさりげなく見守り、気になる変化を市や関係機関へつないでいます。

例えば、新聞や配達物がたまっている、何度訪問しても応答がない、普段と様子が違うといった変化は、生活上の困りごとや緊急事態のサインかもしれません。また、不審な契約書類や見慣れない高額商品の存在など、消費者被害の可能性に気づくこともあります。

新聞販売、宅配、ガス、保険、コンビニ、配食、医薬品卸、シルバー人材センターなど、地域に多くの接点を持つ事業者が、それぞれの強みを生かして見守りに参加しています。

こうした日常業務の中でのさりげない見守りは、市民の異変の早期発見につながり、その過程で、消費者被害を含む生活上の様々なトラブルの可能性に気づくことも考えられます。支援の必要性に気付いたときに速やかに対応できる体制を、市民・事業者・地域・市が一緒につくっていくことが、地域全体の安心を支えます。

施策の柱２　安全で安心な地域をつくります

【 現状と課題 】

○ 日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることとして、高齢者に関することが多く上がっています。今後も高齢化が進んでいく中で、高齢者も安心して住み慣れた地域で生活していくことのできる地域づくりが必要となります。また、高齢者だけでなく、子どもやしょうがいのある人も、地域で安心して暮らしていくことのできる地域づくりが必要です。

○ 防災や防犯に関する地域の取組の充実も求められていることがうかがえます。地域全体で災害に取り組むことができるよう、住民の防災や防犯に関する意識の醸成とともに、地域コミュニティによる防災力向上が重要となります。

○ また、災害時への切れ目のない支援を行っていくためにも、平時からの地域での災害時の支援体制を構築していくことが必要です。

＜図表　日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていること＞

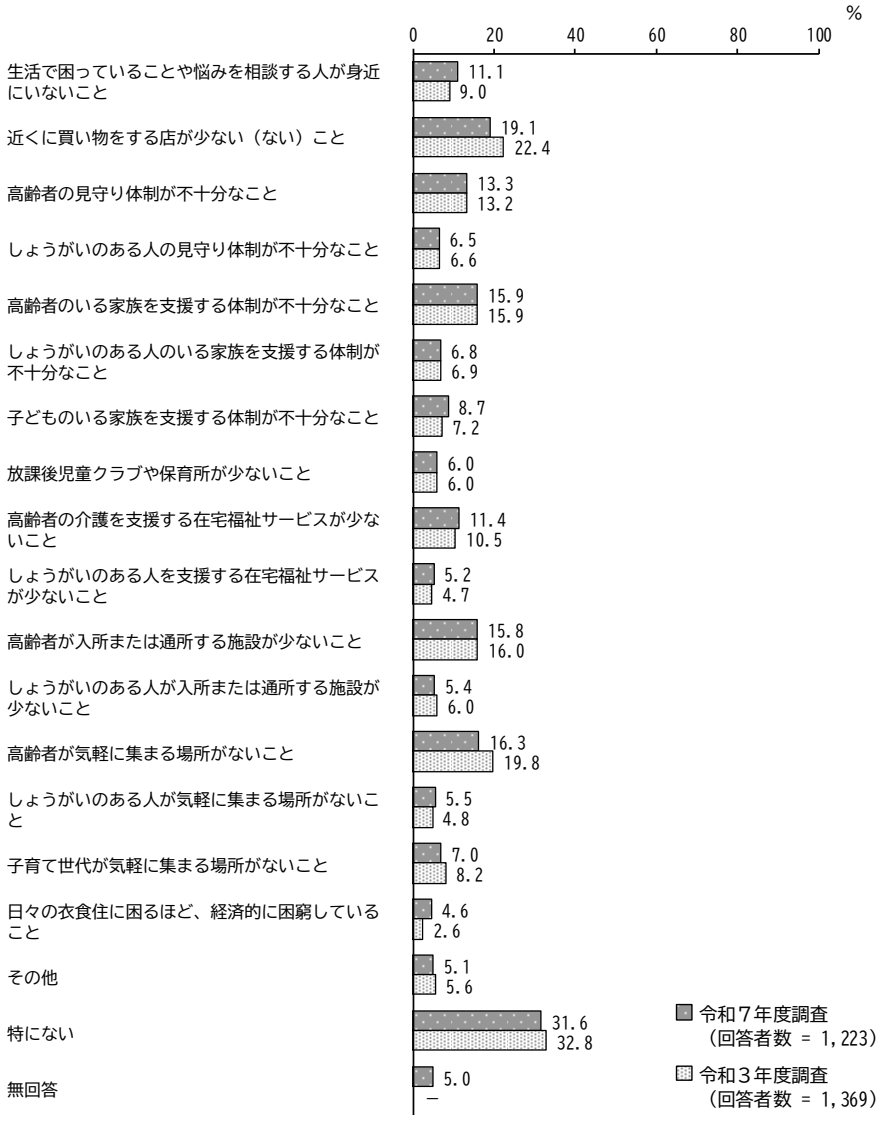

＜図表　「多様性を尊重し　地域の絆で　ともに育み支えあい　安心して暮らせるまち」にしていくため必要なこと＞

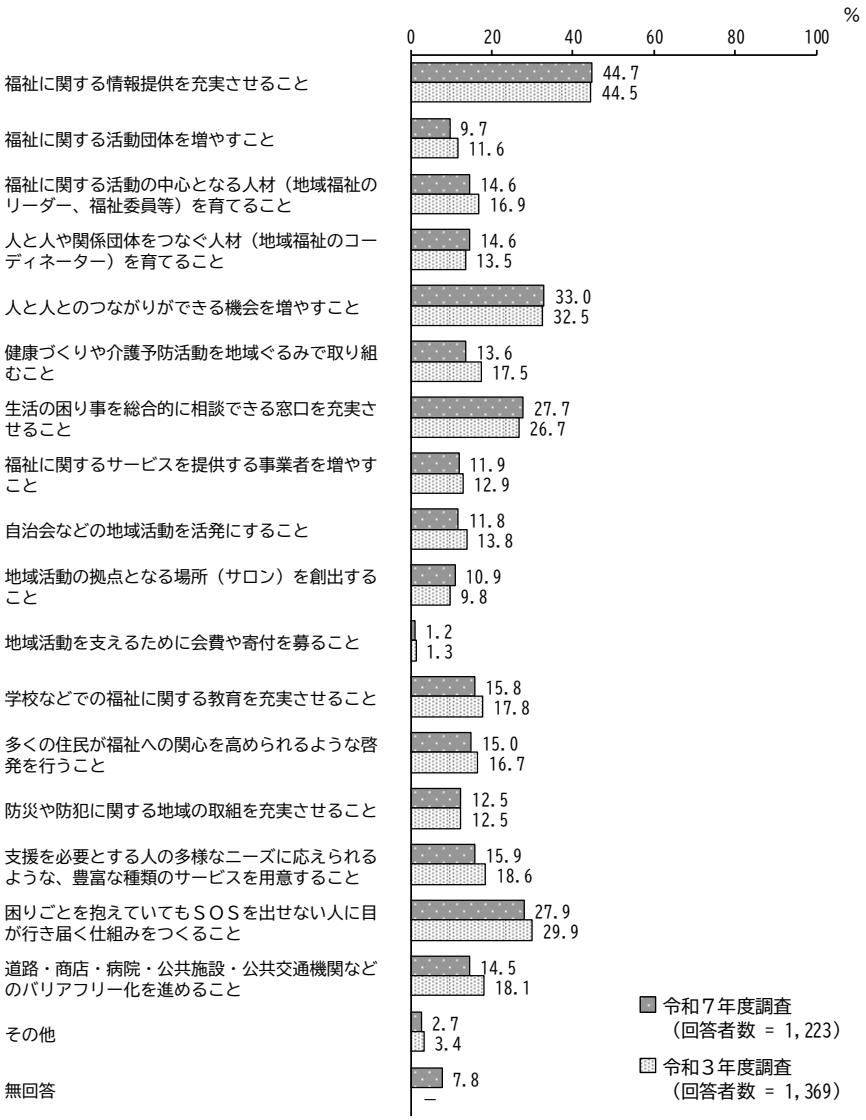

① 災害に強い地域づくり

災害や防災に関する地域における取組が重要となります。今後も、地域全体で防災に取り組むことができるよう、住民の防災に関する意識の醸成とともに、地域コミュニティによる防災力の向上を図ります。

また、災害時への切れ目のない支援を行っていくためにも、平時からの地域での災害時の支援体制を構築していきます。

【 主な取組 】

- 地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、市の災害時要配慮者支援対策と連携を図り、ひとり暮らしの高齢者やしょうがい者世帯など見守りの必要な要配慮者を地域住民、自治会、民生委員・児童委員等との協働により近隣住民の日常の見守り体制を構築するとともに、個別具体的な避難計画の作成により、地域における災害体制構築と防災力の醸成を図り、要援護者の日常生活に対する支援体制の構築を強化します。
- 防災意識・知識と地域の防災力を高めるため、地域のニーズや状況に応じた、防災に関する出前講座を開催するとともに、地域のハード面での防災力を高めるため、今後も自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部を支援します。
- 長浜市社会福祉協議会と連携し、防災訓練や防災ボランティア養成講座等を通じて、市民への災害ボランティア活動への啓発に取り組み、災害に対する関心を高めるとともに、災害発生時には速やかにボランティア活動の拠点を整備します。
- 大地震等による災害発生時において、本市及び防災機関並びに市民がとるべき措置を実践し、各防災機関の協力連携体制の確立を図るとともに、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、市民防災訓練、職員防災訓練、外部機関連携訓練を継続して実施します。
- 災害時に特別な配慮が必要な人が、安心・安全に避難生活できるよう、指定福祉避難所の設置及び協定による福祉避難所の拡充を図ります。

② 安全な地域づくり

子どもや高齢者など地域で生活するすべての人が犯罪や交通事故に巻き込まれることがないよう、犯罪等に関する情報発信の強化や、地域による見守り活動を支援します。また、認知症のある人や、認知症を支える人にもやさしい地域づくりを進めていきます。

【 主な取組 】

- 地域防犯対策及び犯罪防止環境づくり支援並びに長浜市防犯自治会との連携を行うことにより全市的な防犯活動を充実させるとともに、自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費の補助や、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動を推進するなど、地域における防犯対策力を高めていきます。
- 自治会あるいは地域ぐるみで取り組む交通安全活動への補助等を行い、交通事故防止対策の推進活動を一層支援していきます。また、公共交通の利用推進と交通事故の抑止を目的とした支援を行い、交通安全への対策を推進していきます。
- 認知症について正しい知識を持ち、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくため、地域に認知症の理解者を増やすとともに、認知症高齢者やその家族に対しての支援を引き続き実施します。
- 特殊詐欺の被害にあう高齢者が多いことから、警察や福祉団体等と協力した啓発活動を促進するとともに、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受けつけ、公正な立場で対応していきます。
- 長浜市青少年育成市民会議を構成する市内各校園・各地区民会議や関係機関・団体が地域の青少年を見守る「愛のパトロール」を引き続き推進します。

基本目標Ⅱ　「ともに育む」仲間づくりのまち（仲間を育てる）

施策の柱１　地域福祉を担う仲間をつくります

【 現状と課題 】

○ 様々な地域福祉活動が実施されているものの、地域福祉活動に参加をしていない住民が３割となっており、前回調査に比べても、若干ではあるが参加していない住民の割合が高くなっています。また、地域福祉活動への参加依頼があっても、参加しない住民の割合が５割となっています。一方で、地域福祉活動に参加したいと考えている住民の割合も５割程度おり、特に50歳代以上で高くなっていることがわかりました。

○ 地域福祉活動に参加していない理由として、どのような活動があるのかなど、地域活動に関する情報がないことが上がっています。また、10歳代、20歳代では、「興味の持てる活動が見つからない」の割合が高くなっています。地域福祉に参加したいと思っている人に対し、様々な情報を発信し、周知してもらうことが、地域福祉活動に参加でき、活性化につながることがうかがえます。また、地域福祉活動に参加したいと思える興味のある活動を増やしていくことが必要です。

○ 地域福祉活動を行う担い手不足が大きな課題となっています。市民協働センターにおいて、多様な講座により、地域活動の担い手育成に寄与していますが、これからの地域福祉を担っていく子どもたちが、学校や家庭、地域の中で様々な活動に触れ、福祉への理解を小さいときから学んでいくことが重要となります。

○ 地域で活動している地域福祉団体のさらなる活性化を図るため、各種団体との連携、協働体制づくりとともに、活動へのフォローアップ体制など、主体的な活動への支援を行っていくことが必要です。

＜図表　現在している地域活動について＞

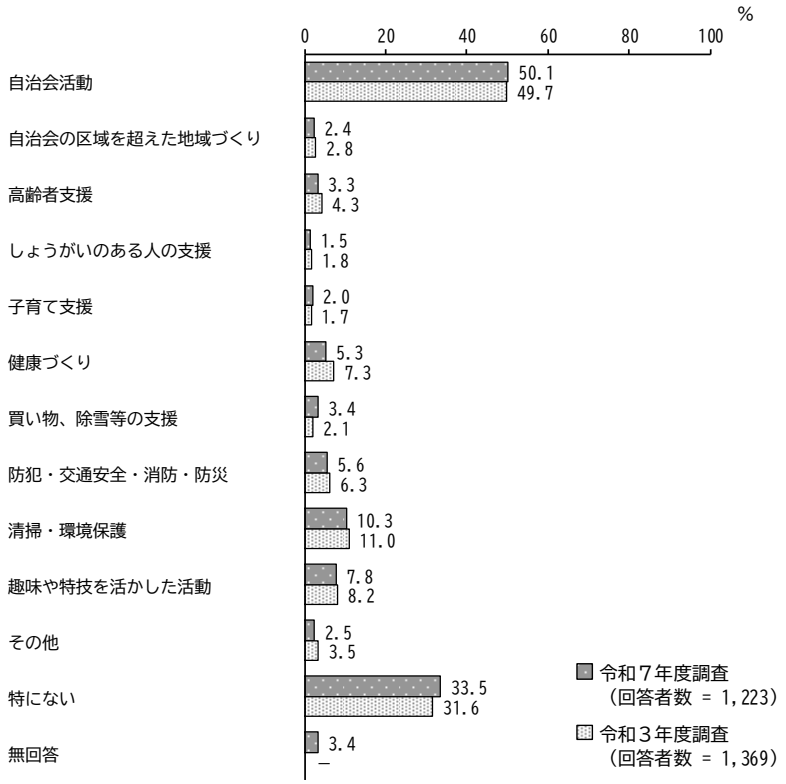

＜図表　地域活動への参加依頼があった場合について＞

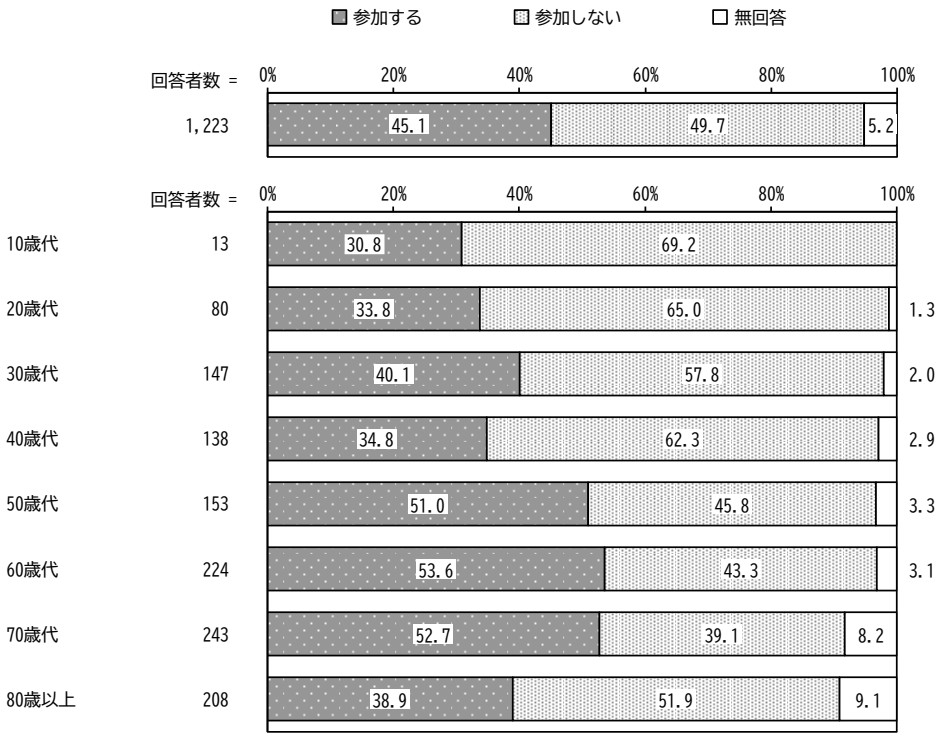

＜図表　地域活動に参加するうえで支障になること＞

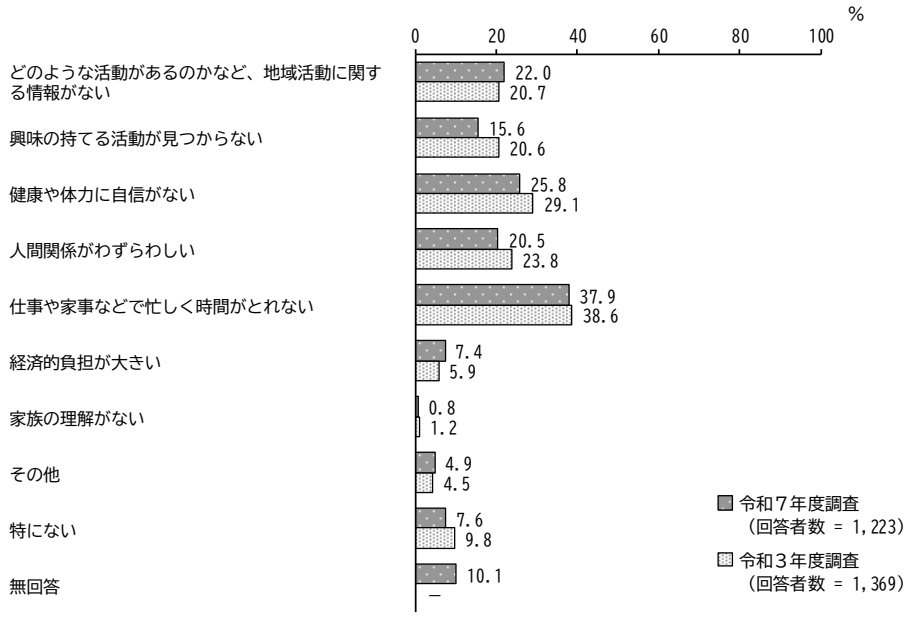

＜ 年代別 ＞

単位：％

区分	回答者数（件）	どのような活動があるのかなど、地域活動に関する情報がない	興味の持てる活動が見つからない	健康や体力に自信がない	人間関係がわずらわしい	仕事や家事などで忙しく時間がとれない	経済的負担が大きい	家族の理解がない	その他	特にない	無回答
全　体	1,223	22.0	15.6	25.8	20.5	37.9	7.4	0.8	4.9	7.6	10.1
10歳代	13	23.1	38.5	7.7	23.1	7.7	7.7	0.0	0.0	38.5	0.0
20歳代	80	25.0	30.0	8.8	27.5	53.8	5.0	0.0	5.0	7.5	5.0
30歳代	147	26.5	20.4	5.4	27.9	74.8	15.0	1.4	2.7	2.7	4.1
40歳代	138	22.5	12.3	13.0	32.6	58.7	8.7	0.7	4.3	6.5	6.5
50歳代	153	21.6	14.4	17.6	22.9	63.4	6.5	0.7	4.6	5.9	7.8
60歳代	224	29.5	14.3	21.4	26.3	33.5	8.9	1.3	4.9	6.3	9.8
70歳代	243	17.7	16.5	40.3	13.6	18.5	7.4	1.2	1.2	8.2	16.5
80歳以上	208	14.4	10.1	49.0	6.3	3.4	1.4	0.0	11.5	12.0	13.0

＜図表　事業や活動を行う上での課題（団体アンケート）＞

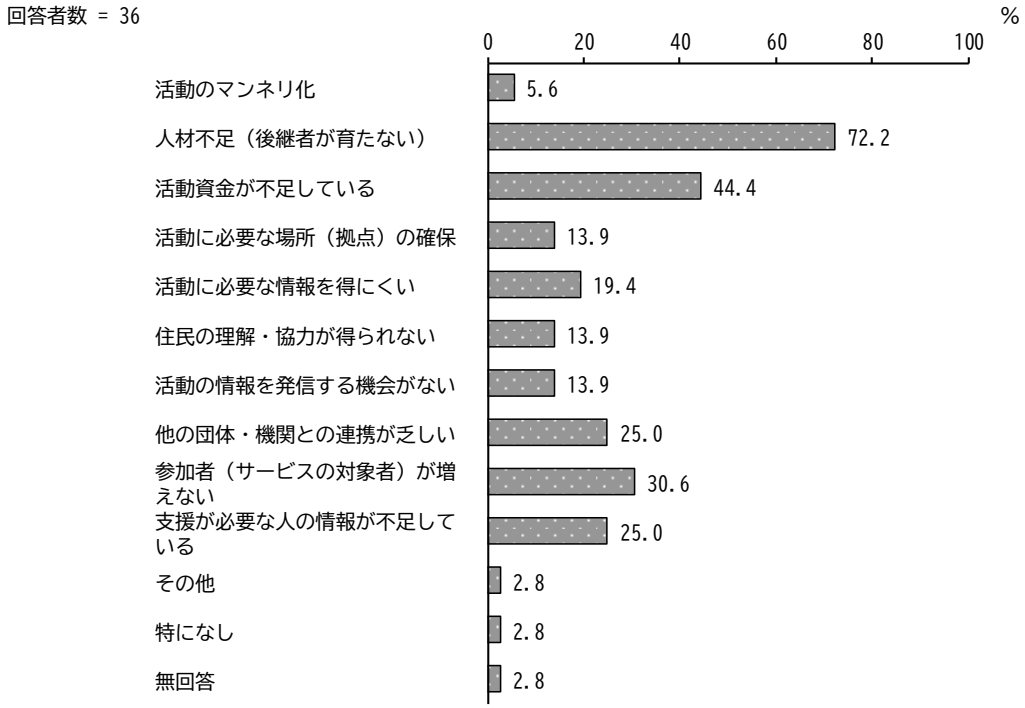

① ライフステージに応じた地域福祉の担い手づくり

高齢者が増加する中、豊富な知識・経験・能力を持った地域で暮らす元気な高齢者が活躍できる機会の充実とともに、ライフステージにあった地域福祉活動に参画できる機会を創出していきます。

【 主な取組 】

- 高齢者が新しい知識と教養を身につけ、地域づくりの担い手として活躍できるよう支援するとともに、高齢者の就業機会や高齢者の能力をいかした活力ある地域づくりの機会を創出します。
- ボランティア活動や地域福祉活動に参画する人材育成を目的に、様々な福祉活動をテーマとした講座等を引き続き実施します。
- 地域における福祉課題への解決に向けた取組や、地域の隣近所など近隣の見守り活動、地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援し、地域の実情に応じたきめ細やかな小地域福祉活動を支援します。

学びと出会いが、未来の担い手を育てる

地域福祉の担い手は、特別な人だけがなるものではありません。地域で暮らす一人ひとりが、身近な人や地域に関心をもち、自分にできることを考えることから、地域福祉は始まります。

そのきっかけの一つとなるのが、子どもの頃からの福祉教育です。

市内の小中学校では、車いす体験、手話、点字、アイマスク体験、しょうがいのある当事者の話、災害、ボランティアなどをテーマとした福祉教育が行われています。令和７年度は 29 校で 176 時間実施され、延べ 4,406 人が参加しました。

福祉教育では、福祉の知識や介助方法を学ぶだけでなく、さまざまな人との出会いを通して「どうすれば一緒に過ごせるだろう」「どんな工夫があれば、ともに暮らしやすくなるだろう」と考えることを大切にしています。「支える人」と「支えられる人」に分けて考えるのではなく、それぞれの違いや得意なことを認め合い、誰もが地域の一員としてともに暮らしていく。そのことを子どもの頃から考える経験が、将来、地域に関心をもち、地域の中で行動するきっかけになります。

子どもたちの気付きが、家庭での会話や地域での関わりへ広がり、やがて世代を超えた地域のつながりや支え合いにつながっていく。

福祉教育は、未来の地域福祉の担い手を育てるだけでなく、「ともに暮らす地域」をみんなで考える学びの場でもあります。



② 福祉意識の向上と次世代の担い手づくり

地域福祉活動を行う担い手不足が大きな課題となっています。地域の多様な主体が地域課題の解決に向けて連携し、若者など、次代の地域福祉をリードする人材の発掘・確保・育成を図ります。

【 主な取組 】

- 体験活動や学習活動、世代間交流、子育て支援、しょうがいのある人や地域住民との交流など、多様な講座や交流会等を継続して実施し、福祉意識の向上と次世代の担い手育成につなげます。
- 市内の学校・住民・企業を対象にボランティア活動や日常の身近な福祉活動を進めるなかで、地域福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し、助けあいと思いやりの心の育成をめざす福祉教育を実施します。

③ 元気で頼もしい団体づくり

地域で活動している地域福祉団体のさらなる活性化を図るため、各種団体との連携、協働体制づくりとともに、活動へのフォローアップ体制など、主体的な活動への支援を行っていきます。

【 主な取組 】

- 地域福祉活動の促進を図り地域福祉に寄与することを目的とし、今後も市内で活動する機関や福祉団体に対して、福祉事業の活動費の助成等を実施します。
- 市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）や地域づくり協議会に対して、専門コーディネーターによる人材育成、相談対応、ネットワークづくり等活動全般を引き続き支援します。

施策の柱２　地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります

【 現状と課題 】

○ 地域での助けあい・支え合いの輪を広げていくためには、地域住民同士が知り合う機会を増やすことが重要となります。地域住民が地域における活動やイベントに多く参加することができるよう、交流する機会を充実し、活動しやすい地域福祉を展開していくことが必要です。

○ ボランティアセンターでは、活動支援を行い、地域のつながりを支援してきましたが、活動者の高齢化や若年層の参加者が少ないなどの課題があり、多様な活動スタイルへの対応が必要となっています。

○ 地域福祉活動に関する情報がないことが、地域福祉活動に参加しない理由となっています。今後、安心して暮らしていくためにも、福祉に関する情報提供を充実していくことが求められています。

○ 福祉に関する情報は、「広報紙」で入手する住民が多くなっていますが、「インターネット、SNS」で入手する住民も増えています。市では、SNSや広報紙のデジタル版の活用により、幅広い層への情報発信をしています。今後も、福祉に関する情報が必要な人に、必要な情報を入手することができるよう、様々な媒体を活用し、情報を発信していくことが必要となります。

＜図表　地域で助けあい・支えあいの輪を広げていくために必要なことについて＞

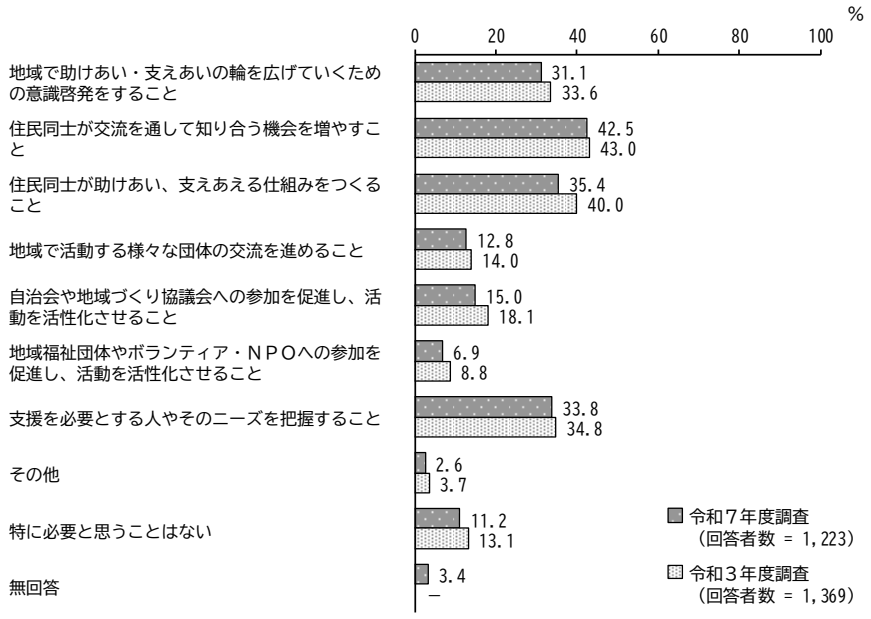

＜図表　地域活動に参加するうえで、支障になることについて＞

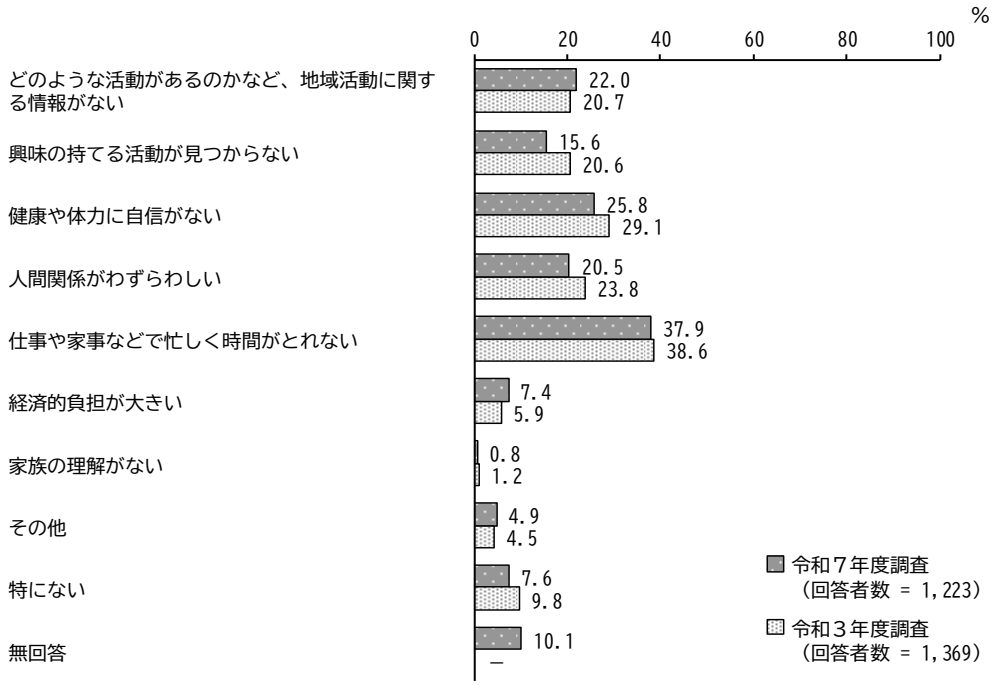

＜図表　福祉に関する情報の入手方法について＞

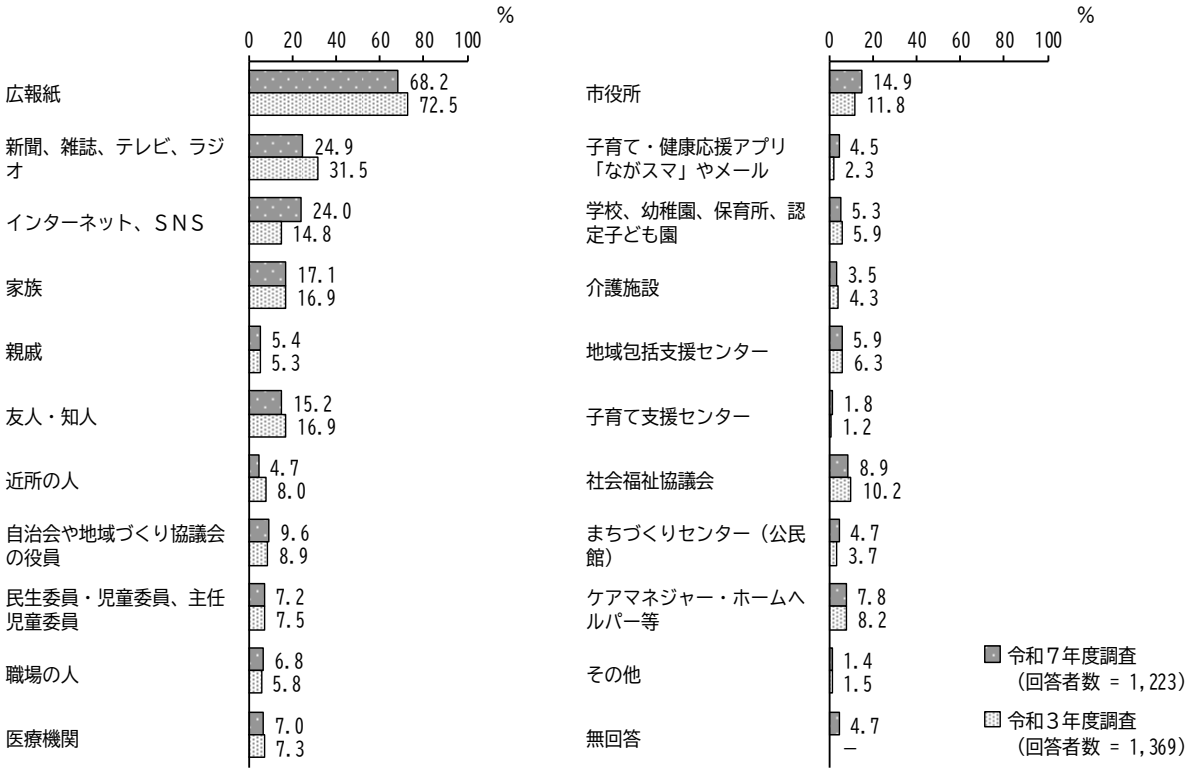

① 魅力ある地域福祉活動の機会づくり

地域福祉の「活動の場づくり」は、関わる人の意識の醸成とともに、地域福祉への関心を高めていくことにつながります。地域の特色を生かした魅力ある地域福祉活動の機会をつくっていくとともに、地域福祉団体の活性化を図るため、各種団体との協働体制をつくり、主体的な活動への支援を行っていきます。

【 主な取組 】

- 地域住民が地域福祉活動に参加しやすく、また活動団体の活動を促進していくため、地域団体や機関において、活動に関する経費の補助を継続します。

市民がつくる子ども食堂・地域食堂

子ども食堂・地域食堂は、市民団体やNPO、地域住民などが主体となり、子どもや保護者をはじめ、さまざまな世代が食事と交流を楽しむ地域の居場所です。全国的にも、食事を提供する場にとどまらず、子どもや家庭が安心して過ごせる居場所や、多世代が交流できる場として広がっています。

こうした活動の魅力は、関わり方を一人ひとりが選べることにもあります。調理や配膳、受付、子どもの遊び相手、学習の手伝い、食材の提供、広報など、短時間の手伝いや会場・道具の提供でも参加できます。「少し手伝ってみたい」「自分の得意なことを生かしたい」など、それぞれの思いやできることが活動につながります。

長浜市内でも、団体ごとに地域の特色や運営する人の思いを生かした活動が広がっています。住民や企業、農家、商店、ボランティアなどが、食材・場所・技術・時間を持ち寄ることで、一つの活動をきっかけに新たなつながりが生まれています。

また、日頃から顔を合わせ、一緒に食事をしたり話したりすることで、子どもや家庭のちょっとした変化に気付くこともあります。必要なときには相談先につなぐなど、地域の身近な接点としての役割も期待されています。

子ども食堂・地域食堂は、「支援する人」と「支援される人」を分ける場ではありません。一緒に食べ、話し、笑う中で、誰もが地域の一員として関わることができます。

「やってみたい」「ちょっと関わってみたい」という一人ひとりの思いが、地域の新しいつながりをつくる。ひとつの食卓から、地域の支え合いが始まります。



② 参加と交流を育む環境づくり

若者や子どもたちなど、だれもが地域福祉活動に参加し、様々な世代が交流しやすい機会づくりや環境整備を進めるとともに、地域福祉の重要性について啓発を進めます。

【 主な取組 】

- 市民活動団体や地域づくり協議会に対して、課題を解決できる人材の育成、活動のスタートアップの支援、情報発信の指導などを行い、今後も地域住民が地域福祉活動に参加し交流しやすい環境を創ります。
- 地域福祉活動の担い手であるボランティア及び団体の活動・設立の支援を行い、地域コミュニティの活性化やボランティア活動を推進します。

③ 必要な情報が入手しやすい環境づくり

福祉に関する情報は、SNSや広報紙のデジタル版の活用により、幅広い層への情報発信をしています。今後も、福祉に関する情報を必要とする人が、必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用し、情報が必要な人が、必要な時に入手することのできる環境をつくっていきます。

【 主な取組 】

- 市民の福祉活動や参加への関心を高めるため、地域の福祉活動など、福祉関係の情報の提供に努めます。
- 情報が必要な人に迅速に届くよう、「広報ながはま」のデジタル配信を促進します。
- デジタル活用に不安を感じている人などを対象にスマホ講習会等を開催するとともに、各種行政サービスにおいて積極的に電子申請システムを活用するなど、様々な媒体により情報を入手することができる支援を充実させます。

紙・デジタル・対面、そして市民発の情報を組み合わせる

本市では、広報紙等の紙媒体とホームページや SNS 等のデジタル媒体を併用し、多様な手法による情報発信に努めています。一方で、インターネット上の情報はスマートフォンの操作等に不安のある方には届きにくいという課題があります。

このような課題を解消するため、市は社会福祉協議会と連携し「ながはまデジタルサポーター事業」を実施しています。自治会や地域のサロン等を対象に、スマホ操作に不慣れな方を地域で支えるサポート活動を展開しており、令和７年度には 48 件の派遣を行いました。

一方、地域には、まだ広く知られていない魅力的な活動や、活動に込められた思いがあり、こうした活動の情報は支援を必要とする人の身近な居場所や社会参加の入り口になります。

「“みん・なが”定例記者発表」は、市民活動、地域活動、地域福祉活動、生涯学習などに取り組む人が、新聞などの報道機関に向けて、自らの活動や思いを共同で発表する場です。ながはま市民協働センター等の支援のもと、隔月で開催されています。

市民や団体自身が情報の発信者となることで、「行ってみたい」「相談してみたい」と感じた人が最初の一歩を踏み出しやすくなり、新しい参加者や協力団体との出会いも生まれます。紙、デジタル、対面、メディアを組み合わせながら、情報を受け取る人と発信する人の双方を支えることが、孤立を防ぎ、地域の中でつながりを持ち続けられる環境につながります。

必要な情報が届き、一人ひとりの次の行動や新しいつながりへ結び付く環境を育てます。



基本目標Ⅲ　「協働」による地域福祉のまち（しくみを育てる）

施策の柱１　健やかな成長と自立を支える体制をつくります

【 現状と課題 】

○ 現在、こどもの貧困や困難な問題を抱えた女性の増加、ヤングケアラーやひきこもり、支援や地域とのつながりを必要とする外国人市民など、様々な社会的な問題がある中で、国においても法律や大綱等の制定により、様々な対策を行っています。しかし、「生活困窮者自立支援制度」を名前も内容も知っている人は少ない状況となっています。

○ また、ひきこもりだと思われる人がいると答えた人も一定数いますが、ひきこもりについて相談できる相談機関を知らない住民が多くいます。

○ 安心して暮らせるまちづくりを行っていくために、困りごとを抱えた人に対し、目が行き届く仕組みづくりが求められています。また、地域ごとの特性に応じた、地域資源を活用した事業や取組を展開していくことが必要です。

○ 今後は、だれ一人取り残さない社会の実現のためにも、社会問題になっている貧困、ひきこもり、ヤングケアラーなど、生活に困難を抱える人への支援体制づくりが必要となります。

＜図表　「生活困窮者自立支援制度」の認知度について＞

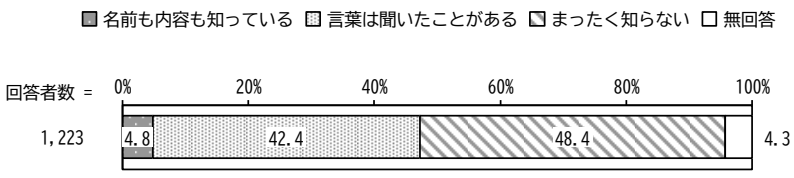

＜図表　身近な地域において、「ひきこもり」だと思われる人の有無について＞

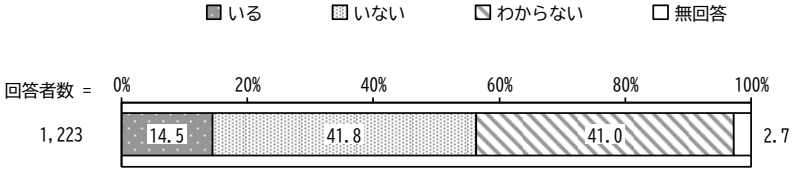

① 保健・福祉サービスの充実と適切に利用できるしくみづくり

地域住民がこれからも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの実情に応じた福祉サービスの充実とともに、サービスの充実だけでなく、利用者の立場にたったサービスの質的向上を図っていきます。

【 主な取組 】

- 高齢者の見守り支援や、交流や介護予防ができる居場所づくりの推進、訪問等介護サービスの提供等を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活することができる支援を充実させます。
- 地域の特性に応じ、持続可能な医療を確保するとともに、救急医療体制の整備や、休日の初期救急医療の確保など休日急患診療所の運営を行っていきます。また、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護団体が連携し、多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築・推進します。
- すべてのこどもと子育て家族に対して子育て支援を行っていくとともに、交流の場の提供・交流の促進、仕事と育児の両立支援や子育て支援等を行い、就学前児童の一人ひとりの特性に合わせた、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を継続して行います。
- 地域のボランティアが主体となり、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな要配慮者等を中心に、すべての地域住民がともにふれあうサロンの更なる支援を行います。
- 子どもが健やかに安心して育つことができる地域をめざし、地域住民全体で居場所づくりに取り組み、地域の世代を超えたつながりづくりを促進します。
- しょうがい福祉推進や地域移行・地域定着の促進に向けて、地域生活支援拠点等の機能の充実を目指し、湖北地域のしょうがい当事者団体や事業者・市民・企業等、すべての関係団体とのネットワークが構築できるよう、地域ネットワークの活性化に向けて取り組みます。

② 自立と社会参加を進める体制づくり

だれもが住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送ることができるまちづくりを推進するため、行政や専門機関等とともに、市民やボランティアなどの地域福祉活動団体との協働や、地域住民同士の交流等、地域の結びつきを強くする様々な連携・協力を促進していきます。

【 主な取組 】

- しょうがい者の地域における職業生活の自立によって、雇用の促進及び職業の安定を図るための支援を行います。また、しょうがい者本人または保護者からの相談に応じ、自立と社会参加の増進を図ります。
- 経済的自立と生活意欲の助長促進のため、就労支援や居住支援、子どもの学習・生活支援等を継続します。
- 認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないために、成年後見人等からの相談支援、成年後見制度普及のための啓発事業や研修、地域の関係機関との連携とネットワークの構築など、成年後見制度の適切な利用促進に努めるとともに、不当な権利侵害等を未然に防ぐことに努め、地域で安心して生活が送れるように支援します。
- すべての妊産婦、子育て世帯に対し、様々な相談に対応し、必要に応じて、関係機関と連携した支援を実施するとともに、子育て中の保護者の育児負担の軽減に向けた支援を推進します。
- 長浜市相談支援包括化推進会議※を設置し、支援会議等を通じて各相談支援機関の関係者間で情報の共有および協議検討を行い、生活の不安や心配について幅広く相談を受けつける体制の更なる充実を図ります。

  ※66ページ つながり支え合う支援体制づくり【重層的支援体制整備事業実施計画】 参照
- 専門相談員による生活相談所を開設・運営し、地域住民の身近な相談機関として、日常生活上の悩みや心配事に対応するとともに、引き続き信頼感と親しみある相談窓口を提供します。
- 発達しょうがいや発達支援の必要な児者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおける一貫した支援体制を構築するため、関係機関の連携のあり方や推進、強化を図ることを目的に発達支援にかかる連携会議を開催します。また、義務教育終了後の情報のつなぎが途切れないように、高等教育機関と連携強化を進め、就学前から成人期にかけて、横断的・継続的な連携体制の構築に取り組みます。

③ 生活に困難を抱える人への支援体制づくり

現在、こどもの貧困や困難な問題を抱えた女性の増加、ヤングケアラーやひきこもり、支援や地域とのつながりを必要とする外国人市民など、様々な社会的な問題がある中で、だれ一人取り残さない社会の実現のためにも、生活に困難を抱える人への支援体制づくりが必要となります。

【 主な取組 】

- 生活に困難を抱える人に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進のため、就労支援や居住支援、食料品の給付を行い、地域のつながりによる困窮者支援を継続して実施します。
- 様々な要因により課題を抱えひきこもっている当事者、その家族に対し、外に出る、人と交流する第一歩目の支援として自宅以外で過ごすことができる居場所づくりを行います。
- ＤＶ被害者及び困難な問題を抱えた女性について、庁内外の関係機関と連携しながら相談及び支援を行うとともに、母子生活支援施設など既存の施設や制度の活用によるＤＶ被害者及び困難女性の保護に努めます。
- 関係機関との連携を図り、引き続き虐待や不適切な養育を受けているこども、ヤングケアラー等の早期発見に努め、必要な支援を行います。
- 長浜市相談支援包括化推進会議を設置し、支援会議等を通じて各相談支援機関の関係者間で情報の共有および協議検討を行い、生活の不安や心配について幅広く相談を受けつける体制の更なる充実を図ります。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児者の受入体制の強化や地域生活の支援向上、医療的ケア児者を看護・介護する家族への支援を図ります。

ケアラー・ヤングケアラーを一人にしない

家族の介護や看護、身の回りのお世話、心身のサポートを無償で行う人を「ケアラー」といいます。高齢の配偶者を介護する人、しょうがいや病気のある家族を支える人、仕事や子育てと介護を両立する人など、その年代や状況はさまざまです。

そのなかでも、本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行うこどもや若者は、「ヤングケアラー」と呼ばれます。本人や家族にその認識がなかったり、家庭の事情を話しづらかったりすることから、その負担は外から見えにくいという特徴があります。

大切なのは、家族を思ってケアを担う気持ちを尊重しながら、本人が自分の学び、仕事、健康、友人との時間も大切にできるよう、家族全体を支えていくことです。

長浜市では、ヤングケアラーをはじめとするケアラーについて、本人や家族からのご相談はもちろん「もしかして･･･」と気付いた学校、地域住民、活動団体、事業者など、どなたからのご相談も受け付けています。

福祉、医療、教育、就労など、さまざまな分野や関係機関が手を取り合うことで、こどもから高齢者まで、ケアを担う人を地域全体で支える輪が広がります。

誰かをケアする人もまた、地域で支えられる大切な一人です。ひとりで抱え込まず、まずは身近な地域や窓口に気軽につながってみませんか。

施策の柱２　地域福祉を推進するしくみをつくります

【 現状と課題 】

○ 困った時の相談相手では、家族や友人・知人の割合が高くなっていますが、公的施設等の職員に相談する人は少なく、また若干数ではありますが、「相談をしない」人もいることがうかがえます。自分で相談したいから、気軽に相談できる相手がいないなどが相談しない理由としてあげられ、悩みごとを一人で抱えてしまっていることも考えられます。

○ 安心して暮らせるまちづくりを実現していくためにも、困り事を総合的に相談できる窓口の充実が求められているとともに、長浜市社会福祉協議会に対しても、福祉に関する総合的な相談窓口の事業が望まれています。

○ 市では、生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターによる活動により、地域課題の解決や個別相談への対応を行ってきました。今後も、地域を支えるコーディネーターや機関同士の連携を強化していくとともに、気軽に相談しやすい体制づくりを進めていくことが重要となります。

＜図表　困ったことがあるときの相談相手について＞

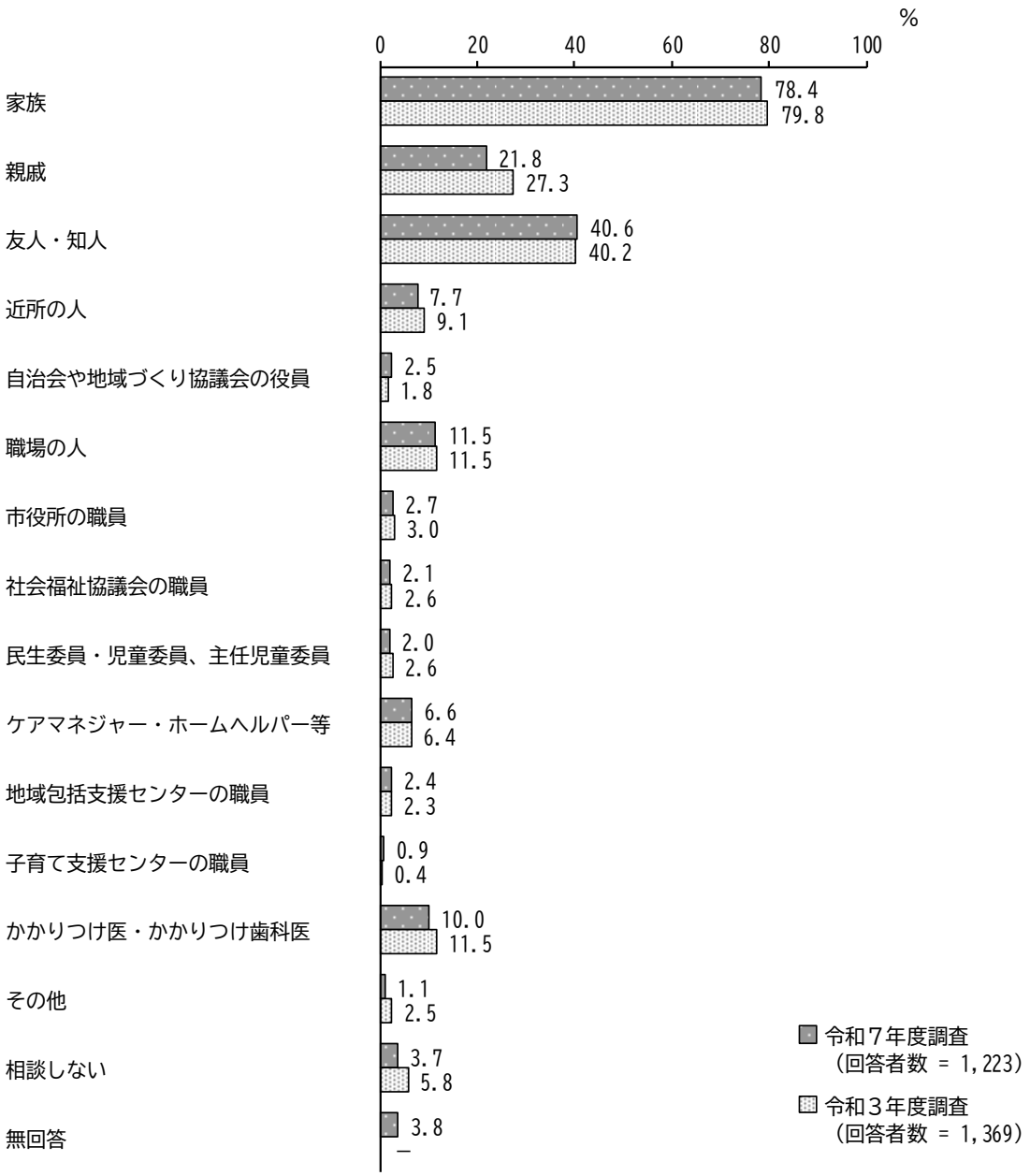

＜図表　長浜市社会福祉協議会に対して、望む事業について＞

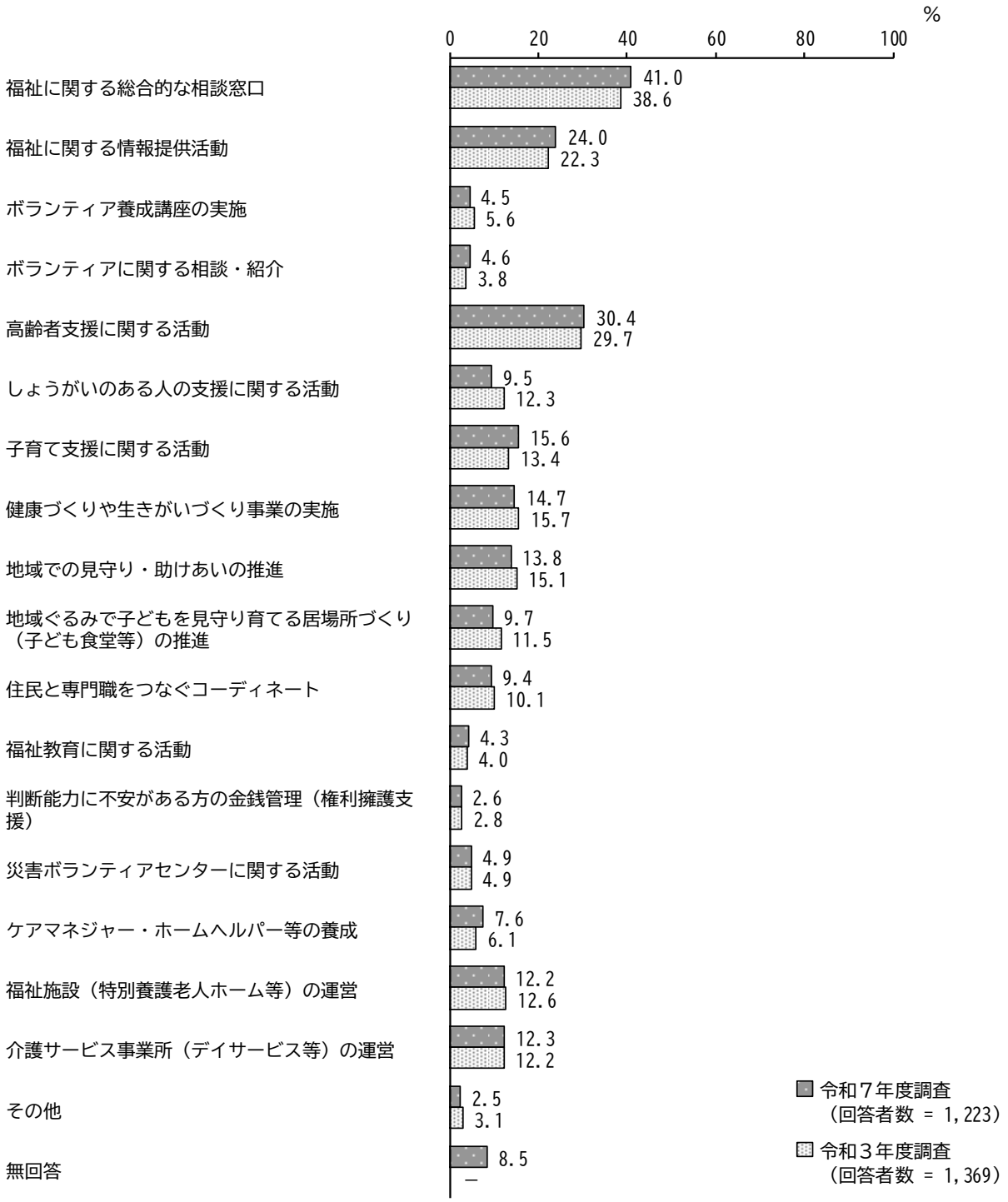

① 地域を支える互助・共助のしくみづくり

様々な地域の福祉課題に対応していくため、より広域的な地域組織である地域づくり協議会や地区社会福祉協議会（福祉の会）等による支援体制の充実を図るとともに、生活上の様々な課題について話しあい、解決するための活動を推進していきます。

【 主な取組 】

- 多様な日常生活上の支援体制の充実を図るため、地域住民とともに地域福祉推進全般に取り組むコーディネーター等を配置し、住民・団体の活動連携や地域課題の共有、解決活動の推進や、高齢者の社会参加を継続して推進します。
- 長浜市内の地区社会福祉協議会の活動エリアごとに、地域住民、地区社会福祉協議会（福祉の会）、福祉関係機関・団体、ボランティア団体、当事者組織等が、理念や方向性を共有して地域福祉活動が推進できるよう「長浜市地域福祉活動計画」（地区版）を推進していきます。

② 地域福祉推進のための総合的なしくみづくり

地理的・地域的な特性の違いから、地域福祉に関するニーズは大きく異なり、世代によっても地域福祉に対する価値観が異なることから、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現をめざし、保健・医療・福祉等の様々な分野と連携した、それぞれの実情に応じた総合的なしくみづくりを促進していきます。

【 主な取組 】

- 市内の様々な地域福祉事業に携わる長浜市社会福祉協議会が実施する社会福祉事業等に対し、引き続き補助を行います。
- 長浜市の地域福祉活動に基づき、地域住民、地区社会福祉協議会（福祉の会）、福祉関係機関・団体、ボランティア団体、当事者組織等が、理念や方向性を共有して地域福祉活動が推進できるよう「長浜市地域福祉活動計画」（市域版）を推進していきます。

③ つながりやすい相談支援体制づくり

安心して暮らせるまちづくりを実現していくためにも、困りごとを総合的に相談できる窓口を充実し、気軽に相談し、その後に必要な機関につながりやすい体制づくりを進めていきます。

【 主な取組 】

- 長浜市相談支援包括化推進会議を設置し、支援会議等を通じて各相談支援機関の関係者間で情報の共有および協議検討を行い、生活の不安や心配について幅広く相談を受けつける体制の更なる充実を図るとともに、自立生活サポート窓口において生活困窮やひきこもりに関する相談を受けつけるなど、関係機関との連携を図ります。
- 地域住民の身近な相談機関として、日常生活上の悩みや心配事に対応するとともに、引き続き、信頼感と親しみある相談窓口を提供します。
- しょうがいのある人やその保護者、子育て不安をもつ保護者などに対し、相談支援を行います。
- 地域に根差した人権と福祉の拠点として、地域総合センターにおいて、地域住民の生活、就労等の相談支援を行います。

多機関協働と参加支援

暮らしの困りごとは、介護、しょうがい、子育て、生活困窮など、一つの分野だけに収まるとは限りません。また、相談窓口につながっても、既存の制度や福祉サービスだけでは、本人が望む暮らしや社会参加につながらないことがあります。長浜市の重層的支援体制整備事業では、複数の関係機関が相談を受け止め、本人の思いや生活全体を踏まえて支援方針を考えます。参加支援事業では、本人の希望や得意なことを丁寧に確認し、図書館、農園、NPO、ボランティア、陶芸などの趣味活動、福祉事業所など、地域にある多様な活動先へつないでいます。令和７年度は 15 件を受理し、14 件のマッチングと 10 件の地域資源開拓を行いました。

全国的にも、相談を受けるだけでなく、本人が地域の中で居場所や役割を持つところまで支える「参加支援」が重視されています。一人の希望に合わせて活動先を探し、受入先にも寄り添うことが、ほかの人も参加しやすい新たな地域資源を育てることにつながっています。



施策の柱３　だれ一人取り残さない支援のしくみをつくります

【 現状と課題 】

○ 本市では、重層的支援体制整備事業実施計画において、重層的な支援体制づくりを進めていきましたが、「重層的支援体制整備事業」を知らない人が多く、今後も周知・啓発を図っていくことが必要です。また、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応するため、関係機関間の役割を明確化し、包括的な支援体制の構築をさらに進めていくことが必要となります。

○ 再犯防止を支援するしくみづくりのため、「再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止や更生保護に関する取組を行っています。犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する人々の名前や活動内容については、前回調査に比べ周知されてきており、協力できることとして、再犯防止に関する広報・イベントなどに参加することや、ボランティア活動に参加することなどが上がっており、地域で、犯罪をした人が抱える困り事を受け止め、地域全体での理解促進を図るための継続的な対話と情報共有が重要です。

○ 本市では、認知症や知的しょうがいなどにより判断能力が不十分な方の権利擁護を目的とした「成年後見制度利用促進基本計画」を策定していますが、成年後見制度について、名前も内容も知っている市民は少なく、また成年後見・権利擁護センターのことを知らない市民も多くいることがうかがえます。今後は周知・啓発を図るとともに、人権を擁護するための体制づくりをさらに促進していくことが必要です。

＜図表　「重層的支援体制整備事業」の認知度について＞

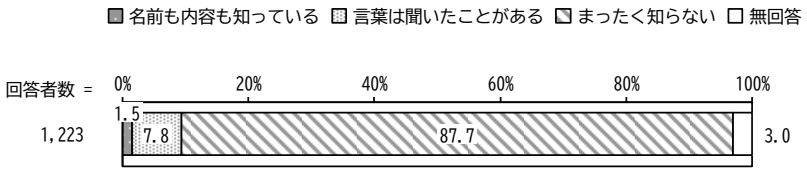

＜図表　再犯防止を進めるために必要な取組について＞

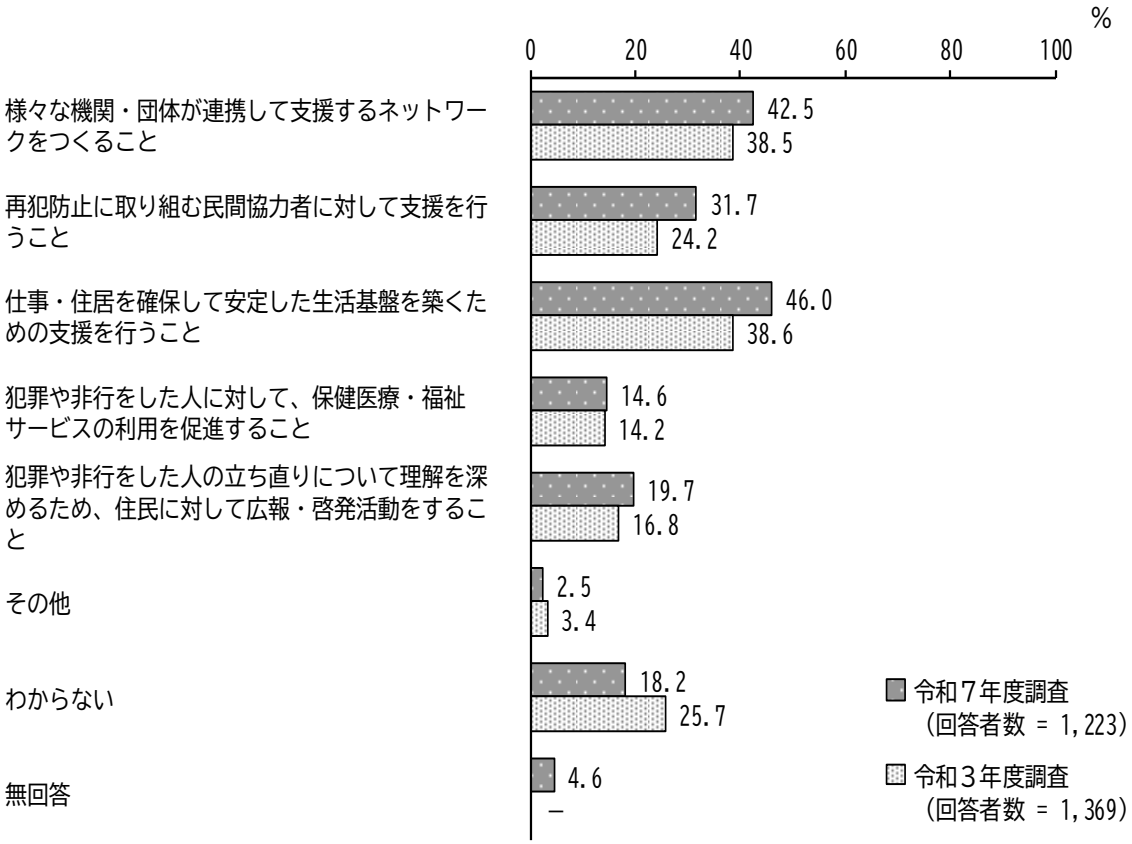

① つながり支え合う支援体制づくり【重層的支援体制整備事業実施計画】

国は、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の構築」を目標に掲げています。

そして、介護、しょうがい、子育て、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を市町村において構築することを努力義務とし、地域共生社会の実現をめざすための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」の創設に至りました。

本市においても、各相談支援機関等の関係者間で必要な協議及び検討を行うため、「相談支援包括化推進会議」を設置するとともに、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、長浜市地域福祉計画に「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を包含することで、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを進めています。

【だれ一人取り残さない支援のしくみ】

長浜市ではワンストップ窓口を作らず、個別相談連携方式をとっています。各窓口は、これまで築いた専門性をいかし相談を受け止め、支援につなぎます。

各窓口だけで受け止めることの難しい相談については、各担当課に配置している「連携担当職員」が他の支援機関とも連携し、世代や属性を超えた相談を受け止める体制を整えます。

複雑化・複合化した相談については、連携担当職員から相談支援包括化推進員につなぎ、多機関協働事業による支援を展開します。

支援につながりにくい人に対しては、「アウトリーチ等継続的支援」による支援を届ける支援、つながり続ける支援につなぎ、孤立を防ぎます。

社会とつながりにくい人に対しては、「参加支援」による参加と自己実現の場所の開拓を行うことで、参加を促すとともに、誰もが社会参加しやすい地域社会の構築を図ります。

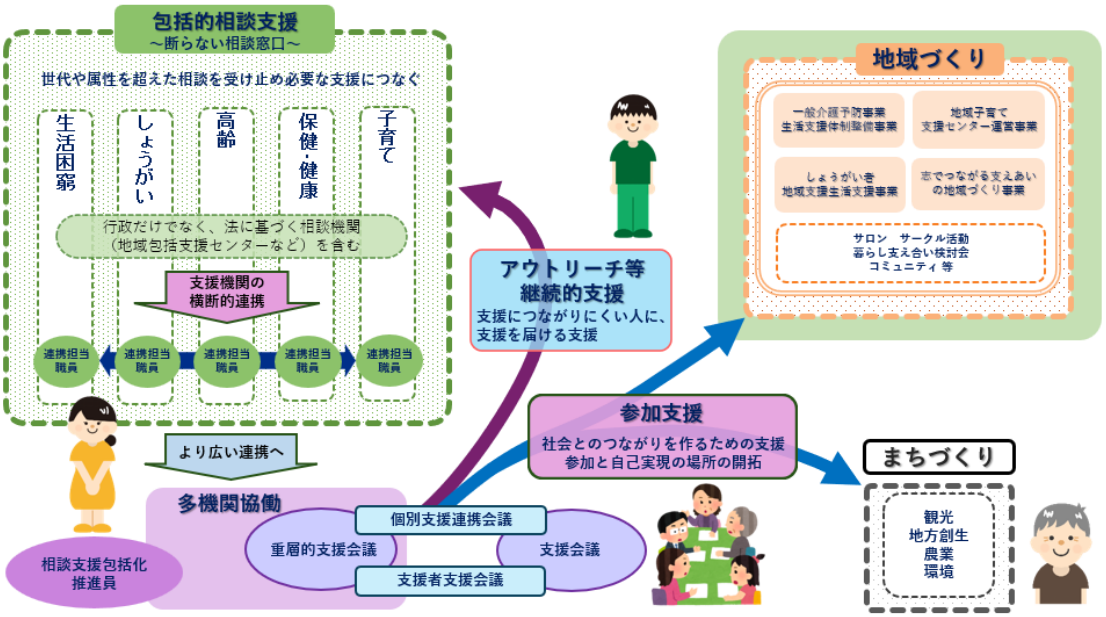

【多様なつながりの確保と住民同士の顔の見える関係性の育成】

参加支援、地域づくりでは、長浜市社会福祉協議会と協働で居場所づくりや地域課題の解決に向けた取組を実施します。

市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに、「暮らしの支えあい検討会」を立ち上げ、地域福祉コーディネーターを配置し、地域の課題解決に向けた取組を支援します。

地域食堂や買い物支援などの既存事業の展開のほか、新たな居場所づくりの資源開拓や多様な働き方を提案できるしくみづくりなど、福祉の分野に限らず、市民活動、産業などとも連携して進めています。

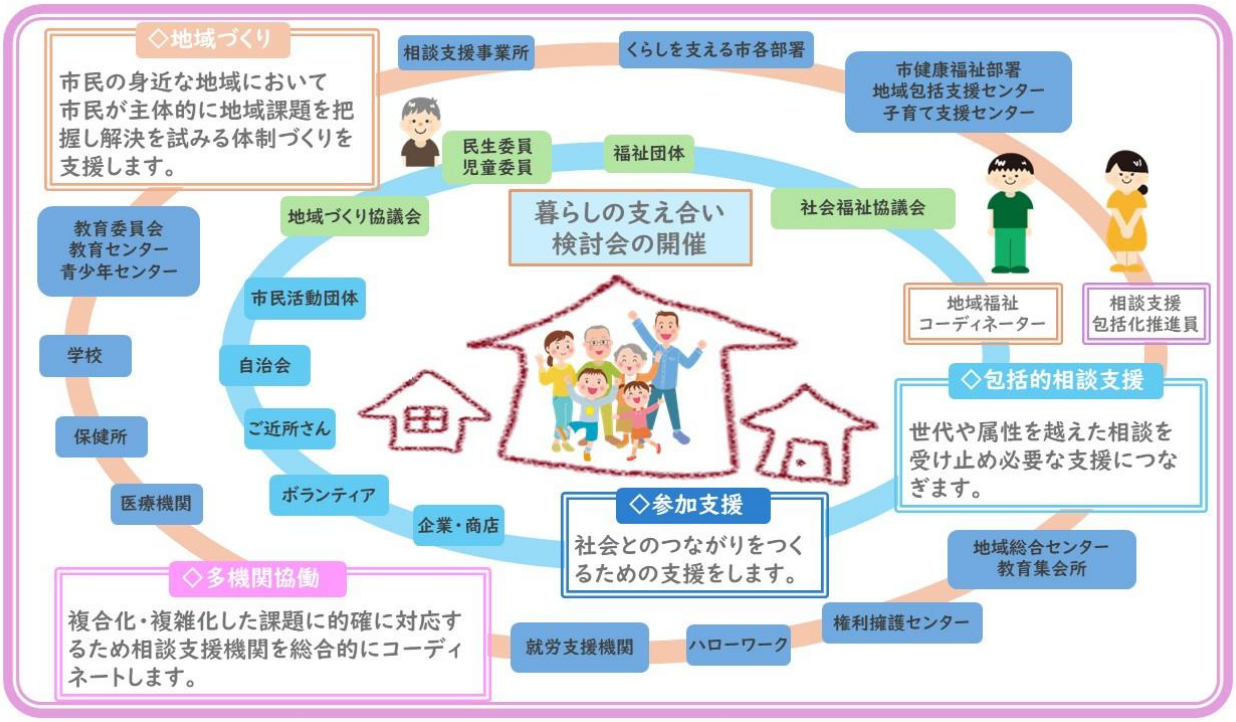

「暮らしの支えあい検討会」の目的

①地域の様々な困り事を受け止め共有する場

②困り事の解決に向けた「しくみ」を検討する場

③住民と専門職の連携を深める場



【 主な取組 】

- 長浜市相談支援包括化推進会議を設置し、支援会議等を通じて各相談支援機関の関係者間で情報の共有および協議検討を行い、生活の不安や心配について幅広く相談を受けつける体制の更なる充実を図ります。また、自立生活サポート窓口において生活困窮やひきこもりに関する相談を受けつけるなど、関係機関との連携を図ります。
- 新しい社会資源の開発や潜在している社会資源の活用を推進し、参加支援事業にかかる多様な支援メニューをつくり、参加の場や働く場とのマッチングを推進していきます。
- アウトリーチ支援員を配置し、支援が必要な人と直接対面や、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、継続的につながり続ける支援（伴走支援）を充実させていきます。
- 市内15地域に地域福祉コーディネーターを配置し、様々な関係者・関係団体が地域の課題について話しあう場としての「暮らしの支えあい検討会」を開催します。地域福祉コーディネーターは、本事業の中で個別の相談を受け止め、解決が難しい場合には、「多機関協働事業」による支援体制へ適切につなぐなど、現在の相談・連携体制を継続していきます。
- 「新たな社会資源」に働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態にあった支援メニューを作成します。本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを実施し、「受け入れ先の悩みや課題」にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行います。また、新たな社会資源については、福祉の分野に限らず、市民活動や地域の産業との連携など、「福祉」・「市民活動」・「産業」の各部門と協働し、新たな働く場や居場所の開拓を推進していきます。

② 再犯防止を支援するしくみづくり【再犯防止推進計画】

国では、令和５年に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、就労や住居の確保、保健医療や福祉サービスの利用促進、学校と連携した修学支援、特性に応じた支援、民間協力者の活動促進、地方公共団体との連携強化、基盤整備などが示されています。

都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされています。

滋賀県においては、令和６年に「第二次滋賀県再犯防止推進計画」を策定し、基本理念に『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』を掲げ、県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現をめざしています。

本市においては、「だれ一人取り残さない地域共生社会の実現」をめざす本計画と方向性が一致することから、「地方再犯防止推進計画」の内容を包含し、犯罪をした人等が地域社会で孤立せず、円滑に社会復帰できるよう支援していきます。

再犯防止を支援するしくみづくりのため、地域で、犯罪をした人や意図せず犯罪に加担させられた人が抱える困り事を受け止め、地域全体での理解促進を図るための継続的な対話と情報共有を行いながら、再犯防止のための支援のしくみづくりを促進します。

【第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性】

（１） 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援**を実現すること。

（２） 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の**支援連携（ネットワーク）拠点**を構築すること。

（３） 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携**を更に強固にすること。

【７つの重点課題とその具体的施策】

（１）就労・住居の確保
　①就労の確保　　②住居の確保

（２）保健医療・福祉サービスの利用の促進
　①高齢者又は障害のある者等への支援　　②薬物依存の問題を抱える者への支援

（３）学校等と連携した修学支援

（４）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

（５）民間協力者の活動の促進

（６）地域による包摂の推進

（７）再犯防止に向けた基盤の整備

【 主な取組 】

- 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について市民の理解を深めるとともに、引き続き次代を担う青少年の健全育成を図るための広報啓発活動を実施します。
- 長浜市保護司会や長浜地区更生保護女性会が行う事業に対し補助金を継続して交付します。また、再犯防止や更生保護の推進に必要となる活動拠点を提供します。
- 長浜市相談支援包括化推進会議を設置し、支援会議等を通じて各相談支援機関の関係者間で情報の共有および協議検討を行い、生活の不安や心配について幅広く相談を受けつける体制の更なる充実を図ります。また、自立生活サポート窓口において生活困窮やひきこもりに関する相談を受けつけるなど、関係機関との連携を図ります。
- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等を行うため、引き続き社会福祉の専門的な知識技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。
- 各小・中・義務教育学校において、薬物乱用防止教室や情報モラルに関する研修会、生徒指導連絡協議会を充実させていきます。
- 犯罪をした人等の立ち直り支援に一体的に取り組むため、「長浜市再犯防止推進会議」にて、課題検討及び情報共有を継続していきます。
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給及びハローワーク等と連携した就労支援、就労準備支援、住居喪失者に対する居住支援、子どもの学習・生活支援、家計相談等の事業を実施します。

③ 人権を擁護する支援体制づくり【成年後見制度利用促進基本計画】

１　計画策定の概要と位置づけ

(1)計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的しょうがい、精神しょうがい等によって、判断能力が十分でない人の生命・身体・財産を守るための制度として、平成12年より開始されました。

しかし、成年後見制度の利用者数は、制度による支援が必要とされる人の数に比べると、様々な要因から十分とは言えず、市民の制度の認知度も低い状況にあります。

国では、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、これを受けた本市でも令和３年度から８年度を計画期間とする「長浜市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「一人ひとりの意思や権利が尊重され　自分らしく　安心して暮らせる　共生のまち」を基本理念に掲げ、様々な施策の展開を通して、成年後見制度の利用を促進してきました。

第２期となる本計画では、成年後見制度の改正、令和９年度からとなる国の「第３期成年後見制度利用促進基本計画」を受けた国の施策の見直しを踏まえながら、これまでの施策の充実を柱に、市民の尊厳ある人生、意思決定に対する支援のために、制度をより身近なものとし、利用しやすい体制づくりに向けた取組みを推進していきます。

(2)計画の位置づけ

この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第１項の規定に基づく「市町村計画」です。 成年後見制度の利用の促進に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、国の基本計画の内容を勘案して策定されています。

「ゴールドプランながはま２１（長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画）」、「長浜市しょうがい福祉プラン」等の関連計画と調和させた計画づくりと事業推進を行います。

(3)計画期間

本計画の期間は、**令和９年度から令和１３年度までの５年間**とします。

なお、国や県の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、他の計画との整合を図りながら見直しを行うこととします。

2　成年後見制度に関する状況

(1)統計数値

■成年後見制度利用者(法定後見)利用数

	法定後見			計
	後見	保佐	補助	
令和5年　9/30 時点	82人	20人	11人	113人
令和6年　7/31 時点	84人	23人	11人	118人
令和7年　7/31 時点	89人	26人	13人	128人

資料：大津家庭裁判所

※第三者後見人(弁護士，司法書士，社会福祉士，社会福祉協議会等)等が選任されている数及び第三者後見監督人等が選任されている数の合計数

■市長申立て件数の推移（各年度末）

単位:件	高齢者	しょうがい者	計
令和5年	5	0	5
令和6年	11	2	13
令和7年	9	0	9

資料:長寿推進課及びしょうがい福祉課

■日常生活自立支援事業　利用者数の推移（各年度末）

	高齢者	しょうがい者	計
令和5年	112 人	166 人	278人
令和6年	101人	175人	276人
令和7年	111人	182人	293人

資料:長浜市社会福祉協議会

※地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)…認知症、知的・精神しょうがいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送れるように金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う仕組みです。本事業の利用は本人との契約に基づくため、本人の利用意思と契約能力が必要です。判断能力の低下が進行するなど、本人の意思の確認が難しいために本事業の支援計画を立てることができない場合や、本事業の支援内容だけでは十分な援助ができない場合には成年後見制度へ移行を検討する場合があります。

(2)第4期長浜市地域福祉計画策定に関するアンケート調査の結果

①「成年後見制度」を知っていますか。【1つに○】

「名前も内容も知っている」の割合が27.4%、「言葉は聞いたことがある」の割合が38.0%、「まったく知らない」の割合が32.1%となっています。

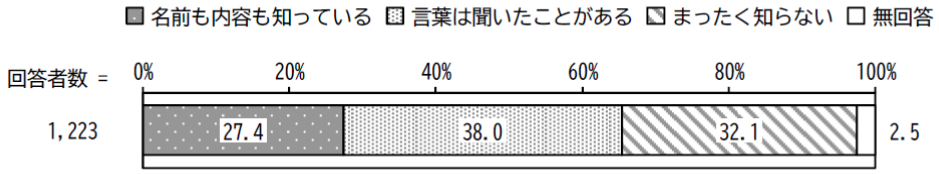

② 成年後見・権利擁護センターは市内2か所にあります。成年後見・権利擁護センターを知っていますか。【1つに○】

「センターのことを知らない」の割合が73.8%と最も高く、次いで「知っているがどこにあるか分からない」の割合が13.6%となっています。

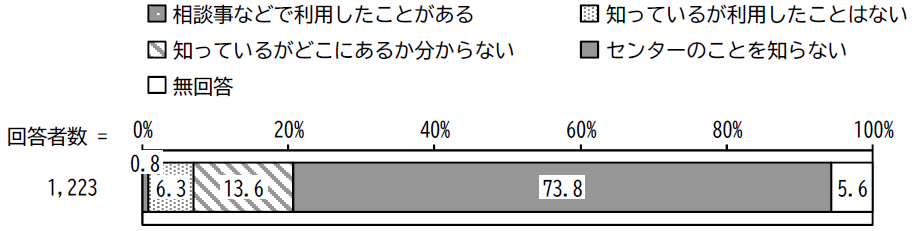

③ あなたは、必要となったときには、成年後見制度を利用したいと思いますか。【1つに○】

「はい」の割合が27.4%、「いいえ」の割合が16.0%となっています。

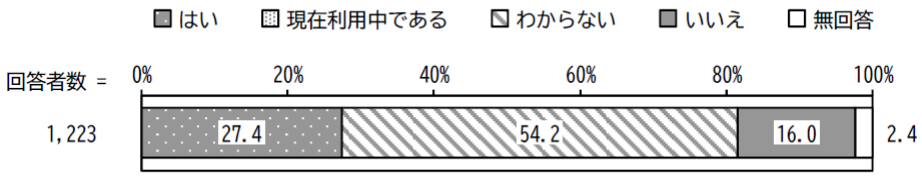

④ ③の問いで「いいえ」と答えた方におたずねします。

利用したくない理由は何ですか《3つまで○》

「成年後見制度を利用しなくても親族の援助が期待できるから」の割合が63.8%と最も高く、次いで「後見人がいなくても困ることが具体的に思いつかないから」の割合が19.9%、「他人（家族・親族含む）に財産などを任せることに不安があるから」の割合が17.3%となっています。

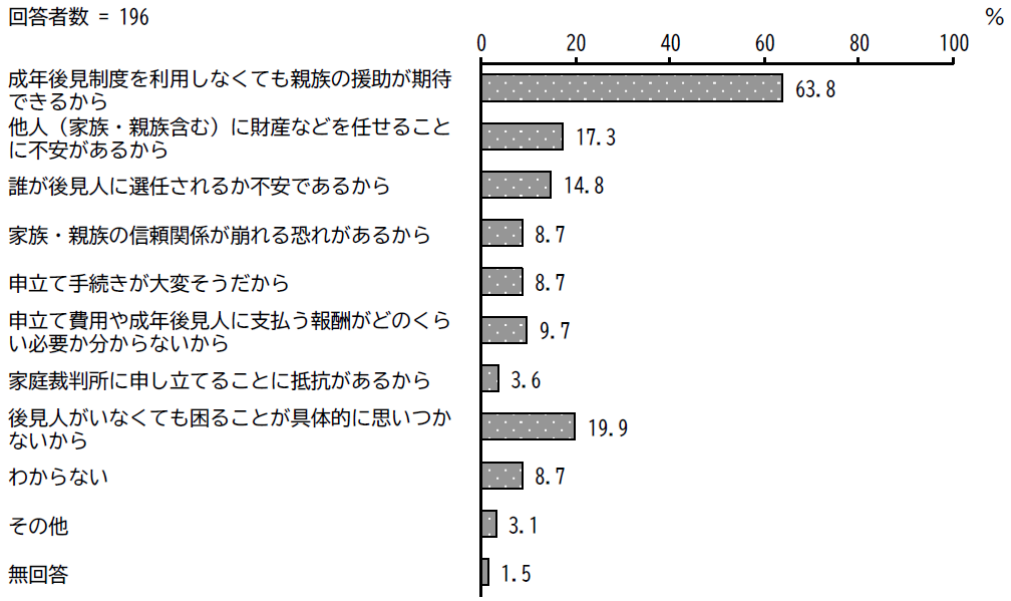

成年後見制度の内容

成年後見制度には、大きく分けて①法定後見制度と　②任意後見制度があります。

① 法定後見制度

法定後見制度は、民法に基づき、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が支援する制度です。

② 任意後見制度

任意後見制度は、今現在、判断能力は低下していないが、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、公正証書により、本人が選んだ任意後見人になる人や支援してほしいことをあらかじめ契約しておく制度です。

※法定後見制度の手続きの主な流れ

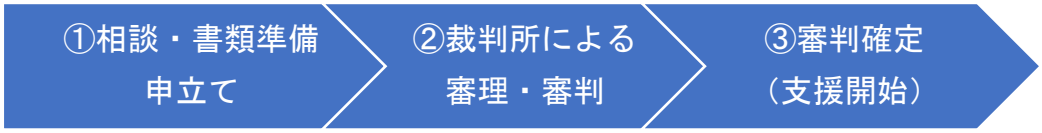

（１）　本人、配偶者、四親等内の親族等による申立て
（２）　家庭裁判所による成年後見人等の選任
（３）　成年後見人による支援の開始

成年後見制度の改正

令和８年６月に成立・公布された「民法等の一部を改正する法律」により、成年後見制度が改正されることになりました。制度の主な変更の概要は以下のとおりです。

※遅くとも令和 10 年 12 月までに施行される見込みです。

◆利用期間変更	一度始めると原則として終わらなかった仕組みから、必要な期間だけ利用して終了できる「終われる後見」へ変わります。
◆類型の一本化	従来の「後見・保佐・補助」の３類型が「補助」に一元化され、個別のニーズに応じたオーダーメイド型の支援に変わります。
◆意思決定支援と意向の尊重	支援者による「代行決定」から、より本人の意思を尊重して決定を支える支援に変わります。
◆柔軟な交代	状況に応じた支援者の交代をしやすくし、報酬も定額の継続払いから実際の事務内容に応じた仕組みへ変わります。

3　施策の方針

(1)基本的な考え方

長浜市地域福祉計画の基本理念　「多様性を尊重し　地域の絆で　ともに育み支えあい　安心して暮らせるまち　長浜」を踏まえ、認知症になっても、知的しょうがいや精神しょうがいがあっても、本人の意思が尊重され、安心して生活できるよう、支援が必要な人を適切な支援につなげる体制を整えていきます。

(2)基本方針

国計画の方向性及び市第一期計画の取り組みを踏まえ、第二期計画における基本的な考え方は、次の①～③のとおりです。

施策　①　　総合的な権利擁護施策の充実	
	【めざす姿】　本人の意思決定を尊重し、必要な方が制度を利用することができ、適切な権利擁護支援を受けられるまち
施策　②　　中核機関（地域権利擁護相談支援センター）運営の活性化	
	【めざす姿】　制度の担い手が孤立せず、相談から後見人選任、支援までが切れ目なくつながるまち
施策　③　　地域連携ネットワークの推進	
	【めざす姿】　地域の関係機関が相互に連携し、権利擁護が必要な方を適切な支援へつなげるまち

現状と課題

●長浜市成年後見・権利擁護センターを司令塔とする、増加傾向が続く権利擁護が必要な方を支援する体制の維持・強化が必要です。

●認知症のある人や一人暮らしの高齢者、頼れる身寄りのない方々の増加に加え、「終われる後見」制度の見直しに対応できる支援機関の連携強化や、新たな資源の開拓・開発の検討が必要です。

●成年後見を含む幅広い権利擁護施策の担い手の育成、資質向上を図るとともに、制度の正しい理解と早期相談につながる広報の強化が必要です。

４　施策の展開

施策①　成年後見制度の利用支援の充実

【現状と課題】

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用者数や相談件数の増加に伴い、身寄りがない方や後見人等の報酬を負担することが困難な方の相談が増えています。

アンケート調査から、成年後見制度の認知度の伸び悩みがみられることから、法改正（「終われる後見」への変更等）を含めた、広報・啓発を行う必要があります。

【目指す姿】

本人の意思決定を尊重し、成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を、必要な方が必要な時期に受けられるようにします。

また、制度を必要とする人がいても、本人や親族の理解が十分でない場合、身寄りがなく親族の協力を得られない場合、経済的な理由等で利用につながらないことがあります。

これらの課題を解消するため、成年後見制度の周知啓発を進めます。

■実施事業

事業	事業の内容
市長申立の適切な実施	・認知症のある人や知的しょうがい・精神しょうがいのある人など、成年後見制度の利用が必要でありながらも判断能力が十分でなく、本人申立てや親族申立てが困難な人に対し、市長が後見等開始審判の申立手続きを行うことで、制度の適切な利用につなげます。 ・増加が見込まれる市長申立申請に対応できる人員体制等の整備に努めます。
成年後見制度の利用に関する助成	・後見等開始の審判の申立てにかかる費用や、後見人等の報酬を負担することが困難な人に対し、その費用の全部または一部を助成します。
広報普及・啓発	・成年後見制度の利用につながらない状況を改善するため、制度の改正内容を含め、正しく理解していただく広報・啓発を行います。 ・市社会福祉協議会等と連携し、講演会・研修会・出前講座を開催します。 ・市の関連イベント等におけるパンフレットの配布や、SNS を活用した普及啓発を行います。

施策②　中核機関(地域権利擁護相談支援センター)運営の活性化

【現状と課題】

本市では、平成26年から「長浜市成年後見・権利擁護センター（長浜市社会福祉協議会に委託)」を中核機関として位置付け、国が中核機関に求める４つの機能（広報・相談・利用促進・後見人支援）を満たす形で、運営の継続と充実を進めています。

アンケート調査からは、「成年後見・権利擁護センターのことを知らない」の割合が最も高く、認知度の低さが顕著です。

また、後見人に対して、施設入所や入院時の保証人や身元引受人等、後見人の職務を超えた行為を求められることがあり、制度の理解促進や後見人への支援を行う必要があります。

【目指す姿】

中核機関の充実、活性化を通して、制度の担い手が孤立せず、相談から後見人選任・支援まで切れ目なくつながるまちの実現をめざします。

令和９年度から予定される「中核機関」の位置づけの見直し

令和８年の社会福祉法の改正により、地域における制度利用支援の中核的機関として「地域権利擁護相談支援センター」を設置することができる規定が設けられ、令和９年４月１日施行となっています。

今後、国が示す指針等に基づきながら、中核機関としての長浜市成年後見・権利擁護センターを、成年後見を含む地域における権利擁護支援全般を担う「地域権利擁護相談支援センター」として、発展的に運用変更を行っていきます。

■実施事業

事業	事業の内容
広報・普及啓発活動の実施	・市民や関係機関（医療機関や介護施設等）に向けた成年後見制度の周知啓発及び理解促進 ・講演会、研修会、出前講座等の開催 ・パンフレットの作成・配布
相談体制の充実	・本人や家族からの相談体制の充実 ・相談内容に応じた弁護士、司法書士等への依頼 ・関係機関との連携体制強化
成年後見制度利用促進	・適切な後見人選任のための受任調整（マッチング）支援 ・後見申立人の申立支援、受任調整会議の開催 ・後見人候補者の推薦に向けた家庭裁判所との連携 ・地域福祉権利擁護事業等からの円滑な移行支援
後見人への支援	・親族後見人等からの相談対応支援 ・受任者情報交換会、研修会の開催 ・関係機関（医療機関や介護施設等）に対する協力体制の構築に向けた周知・依頼

施策③　地域連携ネットワークの推進

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の３つの機能（役割）を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「中核機関」「チーム」「協議会」から構成しています。

地域連携ネットワークとして、年に複数回会議を開き、地域のチームにおける権利擁護支援体制について助言や支援を行い、課題などの情報の集約を行うとともに、適切な制度利用のため、多職種での運用に関する検討を行い、チームを支援しています。

【現状と課題】

成年後見・権利擁護センター開設以降、関係者間の顔の見える関係構築が進んでいます。

中核機関から地域権利擁護相談支援センターへの移行をふまえ、頼れる身寄りの無い人への支援方策など、成年後見制度にとどまらない総合的な権利擁護支援策についての研究、協議を行っていく必要があります。

【目指す姿】

ネットワークの推進を通して、権利擁護が必要な方を発見して適切な支援へとつなげるまち、本人及び後見人等を支援する体制が整ったまちを目指します。

■地域連携ネットワークイメージ図　（令和８年時点）

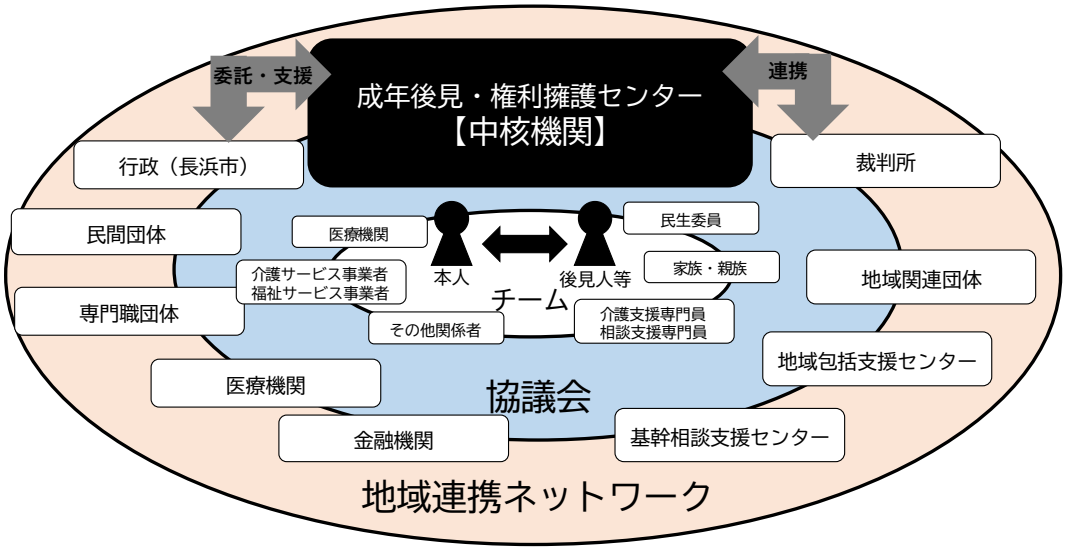

■連携のしくみ

「チーム」　親族及び本人を支援する関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。法的な権限を持つ後見人等とチーム員である地域の関係者が協力して本人を支援します。チームは、後見人が孤立しないための支援体制としても機能します。

「協議会」　後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。
※協議会における主な協議内容は、下図を参照

■協議会組織図　（令和８年時点）

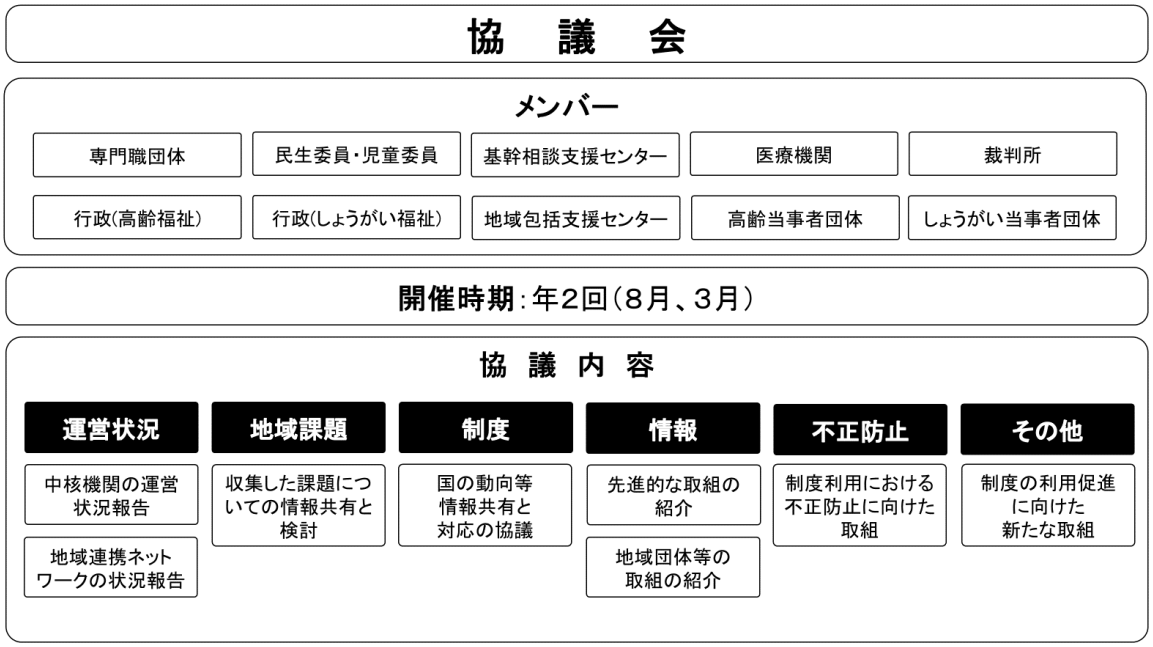

■実施事業

事業	事業の内容
権利擁護支援に関連する地域課題等の検討	頼れる身寄りの無い人への支援方策など、成年後見制度にとどまらない総合的な権利擁護支援策、地域づくりについての研究、協議を行います。
成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況の確認	協議会や地域連携ネットワーク会議等の場において、本計画の進捗状況、成年後見を含む地域における権利擁護支援の実施状況を確認し、よりよいあり方を検討します。
権利擁護支援の必要な人への支援	地域において、権利擁護に関する支援を必要とする人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）のニーズを把握し、必要な支援につながるよう支援します。
早期の段階からの相談・対応体制の整備	早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。
意思決定支援を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

第5章 計画の実現にむけて

第1節 計画推進の基本的な考え方

地域福祉推進の基本理念である、「多様性を尊重し 地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」をめざし、だれ一人取り残さない地域共生社会を実現するためには、市民、地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会及び市が、それぞれの価値観を認めあい、連携・協働しながら地域福祉の推進を図ることが重要です。

1．長浜市社会福祉協議会との連携

本市の地域福祉推進における強みのひとつに、長浜市社会福祉協議会との協働体制があります。

本市が策定する「長浜市地域福祉計画」と、長浜市社会福祉協議会が策定する「長浜市地域福祉活動計画」は、相互に連携・協働して、地域福祉活動推進の車の両輪としての機能を果たしています。

本市と長浜市社会福祉協議会は、市民福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進する責務があります。

地域福祉の推進にあたり、令和元年度に「さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ」内に設置した「長浜市地域福祉センター」等を拠点に事業を展開していきます。

2．各主体の目標

【 市民 】

- ○ それぞれが置かれた状況により、異なる価値観や多様性を認め、尊重します。
- ○ 地域福祉活動や地域コミュニティについての認識を深め、次代を担う人材育成に努めます。
- ○ 住民同士のコミュニケーションや、子どもから高齢者までともに支え助けあえる地域づくりに努めます。
- ○ 地域の情報や相談窓口を活用しながら、福祉サービスや地域福祉活動について理解を深めていきます。

【 地域組織（自治会、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会（福祉の会）、福祉関係団体等） 】

○ 従来型の絆づくりだけではなく、積極的なデジタル技術の活用など、新たなコミュニケーションの推進についても検討します。

○ 自治会は、行政だけでは解決できない地域の課題への対応や、地域住民共通の願いを実現するために、みんなで力を合わせて活動します。

○ 自治会は、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめとする地域福祉の担い手と連携し、日ごろの見守りや災害時等にも支えあえる地域づくりを進めるなど、地域住民同士がつながることで、だれもが安心して暮らし続けられるまちをめざします。

○ 地域づくり協議会は、自治会や各種団体など地域に密着した活動をしている組織・団体の参画や協力を得ながら、地域づくり活動を実践することで、より大きな課題や難しい課題の解決を図るとともに、弱まりつつある近隣との絆を強くします。

○ 地域づくり協議会及び地区社会福祉協議会（福祉の会）は、地域の福祉関係団体や専門機関、事業者等と連携し、地域の実情に応じた課題解決に向けて取り組みます。

○ 福祉関係団体（ボランティア団体・ＮＰＯ法人等含む）は、それぞれの特性をいかした活動を通じて、地域福祉の推進に努めます。

【 事業者 】

○ 企業や商店などの事業者は、事業活動の推進を図ることで、地域福祉への貢献に努めます。

○ 福祉サービス提供事業者は、地域福祉を支える基盤として質の高い福祉サービスを提供します。また、地域の一員として地域の関係団体と連携を図るとともに、地域行事への参加や施設の開放などを通じて、事業者が持つ知識や技術の還元に努めます。

【 長浜市社会福祉協議会 】

○ 地域福祉の担い手となる人材や団体等の育成、地域や事業者による地域福祉活動への支援、福祉サービスの適切な利用に向けた支援を行います。

○ 地域福祉のネットワークを構築し、団体間の交流・連携や地域の福祉活動を支援するコーディネート機能を担います。

○ 住民主体の理念に基づいて、地域の福祉課題の解決に取り組み福祉のまちづくりの実現をめざし、地域住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施をします。

○ 地域住民や民生委員・児童委員、福祉保健関係機関、ボランティア、行政機関等との連携・協働により長浜市の地域事情に応じた地域福祉活動、在宅介護事業の推進に努めます。

◇社会福祉協議会の主な７つの機能 （社会福祉協議会新基本要項から）

① 住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進

② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整

③ 福祉活動・事業の企画及び実施

④ 調査研究・開発

⑤ 計画策定、提言・改善運動

⑥ 広報・啓発

⑦ 社会福祉活動・事業の支援

【 市 】

○ 地域住民の絆づくりや、住民主体の地域福祉活動の推進の重要性について意識啓発を図ります。

○ 若い世代や、子どもたちなど、地域福祉の次代を担う人材育成を推進します。

○ 本計画の運用により、施策の総合的な展開に努め、だれもが地域で安心して暮らし続けられるよう、公的サービスの適切な提供とともに、地域福祉を支える基盤の整備を図り、地域福祉の向上を推進する役割を担います。

○ 市民、地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会等による地域福祉活動との連携・協働を進めます。

第２節 計画の進行管理

本計画に掲げる基本目標を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて計画の具体的施策などの見直しを行うとともに、次期計画の策定にいかせるよう取り組みます。

本計画は、「地域福祉計画の推進にかかる関係課会議」において、ＰＤＣＡサイクルによって各施策の効果や改善点を明らかにし、進行管理に努めます。また、市民や関係機関等を交えて、計画の実施状況を把握し評価するための会議を開催します。

さらに、「新たな取組」を実現するため、「地域福祉計画の推進にかかる関係課会議」や庁内組織等を活用して、計画の推進に取り組んでいきます。

計画（Plan）	目標を設定し、それを実現するための計画（施策）を策定（もしくは改定）
実行（Do）	計画（施策）を実施し、その成果を測定
評価（Check）	測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施
改善（Action）	計画（施策）の継続的改善・向上に必要な措置の実施

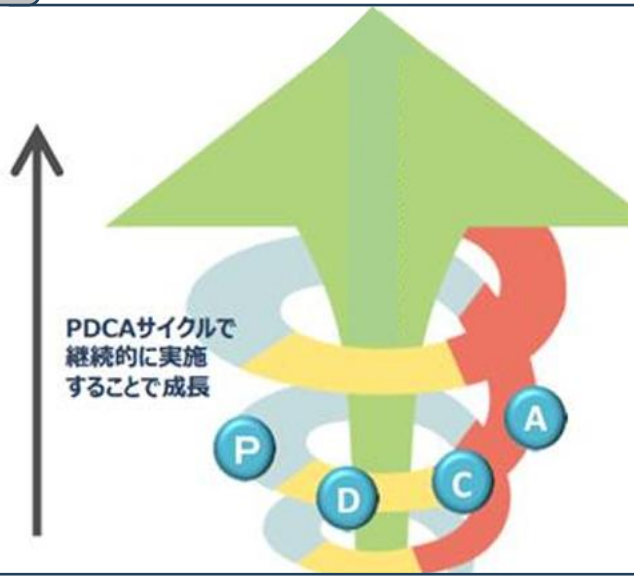

PDCA サイクルとは、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。
PDCA サイクルを回し続けることで、目標達成に向け、成長し続けることが可能となります。